

新型コロナウイルス感染症対策
及び令和4年度政府予算等に
関する提言・要望書

令和3年11月29日

岩手県知事 達増拓也

目次

1	新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置	1
	(内閣府)	
2	東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進	2
	(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省)	
3	地方創生の推進を支える財源の確保	8
	(内閣府・総務省)	
4	デジタル社会の実現に向けた支援	11
	(デジタル庁・総務省)	
5	復興の推進に必要な予算の確保	13
	(復興庁)	
6	移転元地の利活用に向けた措置	15
	(復興庁・経済産業省・国土交通省)	
7	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減	17
	(総務省)	
8	地方の税財源の確保・充実	18
	(総務省・財務省)	
9	新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援	20
	(文部科学省)	
10	国際リニアコライダー(ILC)の実現	23
	(内閣府・復興庁・外務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	
11	新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の拡充・強化	27
	(厚生労働省)	
12	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種の円滑な実施	32
	(厚生労働省)	
13	新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持に対する支援	36
	(厚生労働省)	
14	新型コロナウイルス感染症対策に係る農業者に対する支援	40
	(農林水産省)	
15	新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応	42
	(農林水産省)	
16	「新規就農者育成総合対策」における財政措置	43
	(農林水産省)	
17	農業農村整備事業関係予算の確保等	45
	(農林水産省)	

18	新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等への支援	48
	(厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省)	
19	原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る 十分な賠償の実現	64
	(総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)	
20	北上川の清流化確保対策	68
	(総務省・経済産業省・環境省)	
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る公共交通事業者に対する財政支援	70
	(国土交通省)	
22	公共事業予算の安定的・持続的な確保	73
	(財務省・国土交通省)	
23	脱炭素社会の実現に向けた対策の推進	76
	(経済産業省・環境省)	

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

新型コロナウイルスの感染拡大の防止や社会経済活動の回復等、地域の実情に応じた対策については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、これらの対策が広範囲かつ長丁場となることが想定されることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続と十分な額の確保及び柔軟な運用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や社会経済活動を支える取組は、広範囲かつ長丁場となることが想定されるため、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を確保するとともに、特に財政基盤の弱い自治体に対しては、新型コロナウイルス感染症に伴う税収の減による影響が大きいことなどを踏まえ、より重点的に配分されるよう要望します。

また、同交付金のうち、令和3年度に配分した事業者支援分について、令和4年度への繰越や基金への積立を可能とするなど、柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 感染拡大防止や社会経済活動を支える取組については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用しているが、影響が広範囲かつ長丁場となることが想定され、市町村分も含め、増額が必要。
- 今後も、感染が収束するまでの間は、感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組を続けていく必要があり、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう必要な額の交付金の確保が必要。特に、事業者支援分については、予算計上後に不用額が発生した場合、事業を組み替えた上で新たな取組として実施する必要があるが、年度内の限られた期間での取組は執行が困難となる場合があることから、令和4年度への繰越や、現在は利子補給や保証料補給などに限定されている基金への積立要件を弾力化するなど、柔軟な運用を図る必要がある。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

2 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

国においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を展開しており、令和元年12月20日には、東京圏から地方への人の流れの加速化に向け、第2期総合戦略が決定されたところです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクの減少・回避の必要性を改めて認識する機会となり、令和2年12月に決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度改訂版）」において、施策の基本的方向等が示されました。

しかし、令和2年における東京圏への転出超過は、前年に比べ縮小したものの、25年連続の転出超過となっているほか、東京都では令和2年7月から6か月連続で転出超過となったものの、その8割以上が埼玉県、神奈川県、千葉県への転出に留まるなど、東京圏の人口の集中度合いは高いまま推移しているところであり、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策を強化することが重要であると認識しています。

については、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れの加速

(1) 令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実及び必要な財源の確保を要望します。

また、産業再配置や地方への産業拠点の移転、東京圏に本社を有する企業のサテライトオフィスの開設促進のほか、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

(2) 東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れを一層加速させるための効果的な施策を実施するためには、人口の移動理由など全国的に統一された移住状況の把握が必要であることから、プライバシーに慎重に配慮した上で、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、統一的な仕組みを早急に構築するよう要望します。

2 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を十分に措置するよう要望します。

3 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

4 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方への移住・定住促進への支援

- 令和2年の東京圏の転入超過は9万9,243人となっており、令和元年の14万8,783人と比較して4万9,540人の縮小となっているものの、25年連続で転入超過となるなど、東京一極集中の傾向は続いている。

《東京圏への転入超過数の推移》

(単位：人)

区 分	H26 (2014)年	H27 (2015)年	H28 (2016)年	H29 (2017)年	H30 (2018)年	R 元 (2019)年	R2 (2020)年
転入者数	493,236	516,109	509,249	516,699	530,124	540,140	492,631
転出者数	377,188	388,486	383,967	391,169	390,256	391,357	393,388
転入超過数	116,048	127,623	125,282	125,530	139,868	148,783	99,243

総務省統計局住民基本台帳人口移動報告

- 東京都において令和2年7月から6か月連続で転出超過となったものの、転出超過数の85.5%が埼玉県、神奈川県及び千葉県が占めるなど、多くが東京圏や近隣県への移動にとどまっている。
- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業を創設した。

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

ア 事業概要

東京23区から東京圏外に移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就職した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県と市町村が共同で交付金を支給するもの。令和元年12月、移住支援金支給対象者の移住元要件及び対象企業要件の一部緩和が行われた。

イ 課題

- (ア) 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、東京23区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要であること。
- (イ) 移住支援金に係る相談や問い合わせの多くは、東京23区以外の東京圏在住者や就業者からの要件に関する内容であり、支援対象者居住地域での制度周知や広報の一層の充実が必要であること。

ウ 求める要件

国においては、令和2年12月に東京23区内の大学等への通学期間も対象期間に加えることや、テレワーカーの移住も対象とするなど要件の一部が緩和されたが、上記の課題に対応するためには、「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」が必要であり、引き続き「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」を求めるもの。

「東京圏（条件不利地を除く。以下同じ。）に在住し、かつ東京圏に通勤していること。」

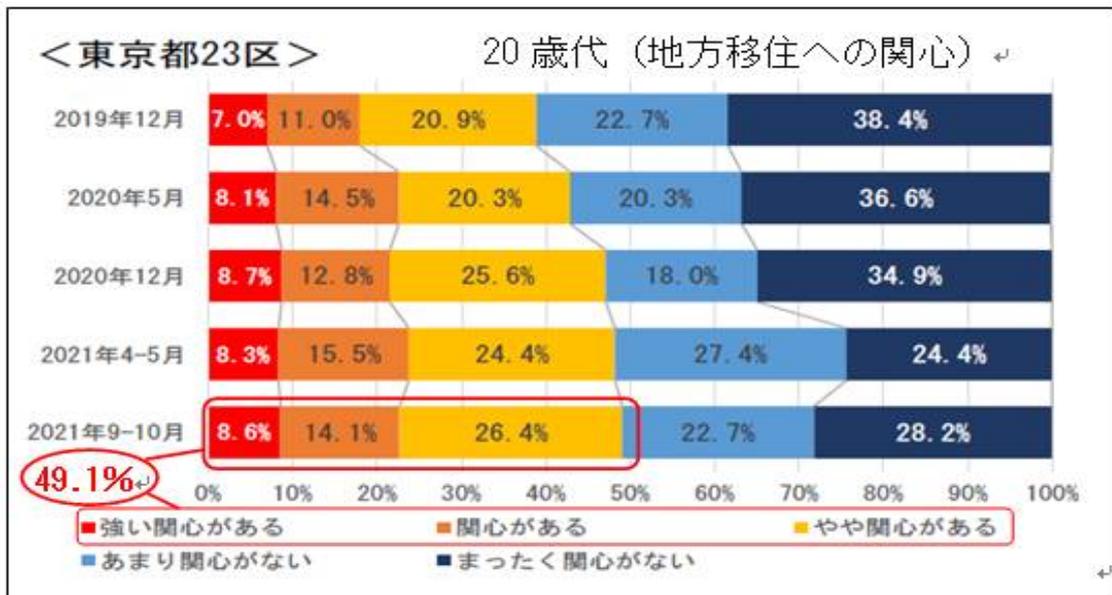


東京に在住しつつ東京23区内の大学等に通学していた場合の通学期間についても算定可能とする拡充【R3以降】

○ 地域を支える一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていくには、人口の移動理由を把握し、分析する必要があることから、全国知事会においても令和2年11月の「活力ある地方の実現に向けた提言」において人口の移動要因の分析について、仕組みづくりの検討を提言している。

○ 内閣府が令和3年11月1日に公表した「第4回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果によると、東京23区に居住する20代の方の49.1%が地方移住に「強い関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答し、令和元年12月の調査と比較して10.2ポイント増加するなど、地方移住への関心がこれまで以上に高まっている。

一方で、令和2年4月から12月までの期間において、東京都からの転出超過となった15道県の転出超過数の8割以上を埼玉県、神奈川県及び千葉県が占めており、転出者の多くが東京圏や近隣県への移動に留まっています。このため、地方移住の関心の高まりを東京圏から遠隔にある地方への移住につなげるための取組の強化が必要。



- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は18.4%と、他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率直的な取組が必要。

出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	現住地											
	北海道	東北	北関東	東京圏	中部	北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	79.4%	1.4%	0.8%	13.4%	0.8%	0.2%	1.5%	1.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.4%
東北	1.3%	74.6%	2.1%	18.4%	1.1%	0.2%	0.7%	0.8%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
北関東	0.2%	1.1%	79.9%	16.2%	0.6%	0.1%	0.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
東京圏	0.5%	1.0%	2.1%	91.2%	1.3%	0.2%	0.9%	1.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.8%
中部	0.3%	0.6%	1.0%	15.6%	77.3%	0.4%	2.8%	1.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%
北陸	0.2%	0.2%	0.3%	8.8%	0.8%	80.0%	2.8%	4.8%	0.9%	0.4%	0.2%	0.5%
中京圏	0.1%	0.2%	0.3%	5.0%	1.1%	0.3%	88.2%	2.8%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%
大阪圏	0.1%	0.2%	0.3%	7.0%	0.5%	0.4%	2.2%	81.6%	4.0%	1.5%	0.8%	1.4%
京阪周辺	0.2%	0.1%	0.5%	3.8%	0.5%	0.3%	3.0%	16.2%	73.8%	0.6%	0.4%	0.7%
中国	0.1%	0.2%	0.3%	7.5%	0.4%	0.2%	1.2%	9.4%	0.9%	76.6%	1.0%	2.1%
四国	0.1%	0.2%	0.4%	7.8%	0.5%	0.1%	1.6%	11.7%	1.4%	2.8%	72.1%	1.3%
九州・沖縄	0.2%	0.2%	0.5%	9.8%	0.8%	0.2%	2.7%	6.1%	0.9%	1.8%	0.5%	76.3%
国外	3.3%	3.2%	3.3%	34.1%	6.1%	2.3%	8.6%	19.2%	2.2%	5.5%	1.6%	10.6%
計	4.2%	7.1%	5.5%	29.1%	7.1%	2.4%	9.1%	13.6%	3.0%	5.9%	3.0%	10.0%

2016年 第8回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

他圏域に比べ、東京圏と東北地方との関係が高い。

2 農山漁村の活性化

- 農山漁村振興交付金については、令和4年度以降も農泊推進等に係る事業実施要望が見込まれることから、引き続き十分な予算措置が必要。

《農山漁村振興交付金（農泊推進対策）の概要》

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

《農山漁村振興交付金（農泊推進対策実施地区）》

市町村名	実施主体	実施期間
岩手町	アウローラ J5	R1～R2
紫波町	紫波ツーリズム協議会	R2～R3
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	R3
大船渡市	崎浜ヤンキーブランド実行委員会	R3

3 高等教育機関の地方分散等

- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口※ ¹		高等教育機関※ ²			
	人数（万人）	構成比	学校数（校）	構成比	学生数（人）	構成比
北海道	525	4.2%	56	4.8%	97,843	3.2%
東北	867	6.9%	84	7.1%	139,545	4.5%
北関東	673	5.3%	53	4.5%	99,918	3.2%
東京圏	3,673	29.1%	304	25.9%	1,206,749	39.2%
中部・北陸	1,168	9.2%	113	9.6%	177,057	5.8%
中京圏	1,132	9.0%	110	9.4%	247,940	8.1%
大阪圏	1,686	13.4%	180	15.3%	559,436	18.2%
京阪周辺	367	2.9%	33	2.8%	71,499	2.3%
中国	728	5.8%	82	7.0%	153,882	5.0%
四国	372	2.9%	34	2.9%	60,003	1.9%
九州・沖縄	1,426	11.3%	126	10.7%	266,303	8.6%
合計	12,617	100.0%	1,175	100.0%	3,080,175	100.0%

※1 総務省統計局人口推計（令和元年10月1日現在）

※2 令和2年度学校基本調査（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計）

- 本県では、内閣府の令和3年度「地方へのサテライトキャンパス設置等に向けたマッチングのための調査・支援事業」への参加を希望する旨回答。本県の地域資源や産業特性等を踏まえ、防災・復興分野、三陸沿岸の特性を活かした水産分野、ILC実現を見据えた理学系分野などにおいて優れた研究を行う大学の誘致を希望。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
 ふるさと振興部 学事振興課
 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
 農林水産部 農村計画課、農業振興課

3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

については、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、財政力の弱い自治体において、人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、第2期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、地方創生関係交付金については、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう要望します。

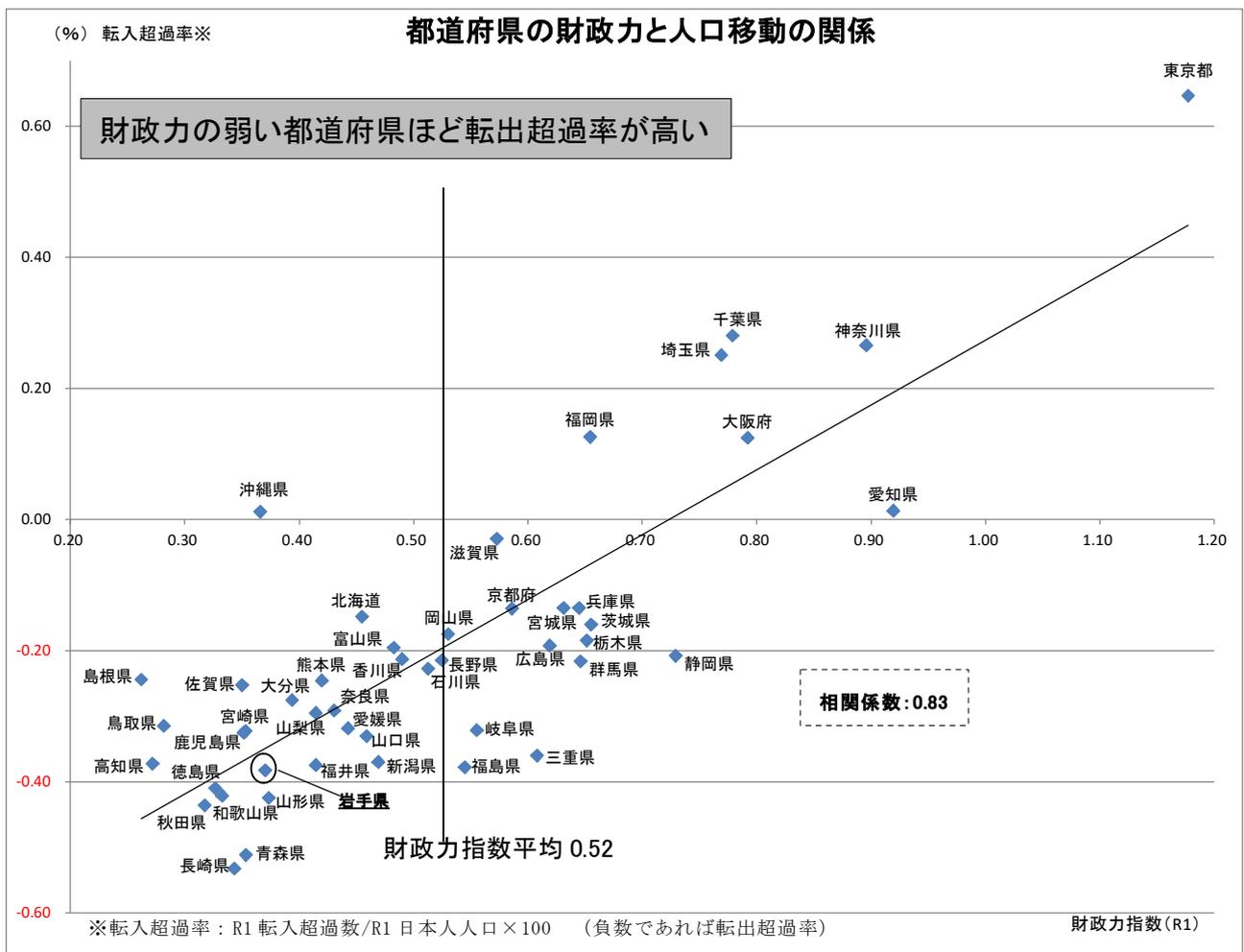
【現状と課題】

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

- まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定に当たって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定されているところ。

取組の必要度 (3,600 億円)	取組の成果 (2,400 億円)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率／・転入者人口比率 ・転出者人口比率／・年少者人口比率 ・自然増減率／・若年者就業率 ・女性就業率／・有効求人倍率 ・1人あたり各産業の売上高 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率／・出生率／・年少者人口比率 ・東京圏への転出入人口比率／・転入者人口比率 ・転出者人口比率／・県内大学・短大進学者割合 ・新規学卒者の県内就職割合 ・若年者就業率／・女性就業率

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策や現在の人口の集積の度合いなどにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、地方が人口減少対策に安定的に取り組んでいけるよう、「取組の必要度」を重視することが必要。
- 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、平成 28 年度から地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金を措置しており、岩手県における直近 3 か年の活用状況については、以下のとおり。
- 地方創生関係交付金の活用にあたっては、申請事業数の上限や対象経費の制約などの課題があり、運用の改善が必要。

《地方創生推進交付金の活用状況》

※市町村事業は除く

年度	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込み)
事業数	15 事業	18 事業	13 事業
総事業費	462,394 千円	442,848 千円	559,526 千円
交付金額	231,197 千円	218,693 千円	281,760 千円

(主な事業)

- ・ 岩手ファンの拡大を通じた人交密度向上プロジェクト（令和元年度新規事業）
移住・定住の前段となる関係人口を増加させるための環境整備や交流の場の創出
- ・ 北いわてスマート農業プラットフォーム創造事業（令和 2 年度新規事業）
中山間地域における最適な施設制御技術の開発、農業機械やドローンの活用技術の開発
- ・ 岩手県外の若者確保・定着促進事業（令和 3 年度新規事業）
産業人材の育成・確保、U・I ターン就職のための求職者・求人企業の支援、移住者の支援体制の構築、空き家バンク活用セミナーの開催

《地方創生拠点整備交付金の活用状況》

※市町村事業は除く

年度	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (見込み)
事業数	2 事業	1 事業	—
総事業費	1,706,490 千円	131,924 千円	—
交付金額	853,245 千円	65,962 千円	—

(主な事業)

- ・ ヘルスケア産業集積拠点整備事業（令和元年度新規事業）
ヘルスケア関連企業の産学官金連携や共同研究開発の場としての開放研究施設を整備
- ・ スポーツライミングの国内拠点化整備事業（令和元年度新規事業）
スポーツライミング・アジア選手権等に対応するため、ボルダリング競技施設を整備
- ・ 北いわてスマート農業プラットフォーム創造拠点整備事業（令和 2 年度新規事業）
中山間地域における最適な施設制御技術の開発、農業機械の自走操舵・自動走行を可能とする基地局の設置による農業機械やドローンの活用技術の開発

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課

4 デジタル社会の実現に向けた支援

5G等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であること、また、デジタルの活用は、地域経済の活性化や快適な暮らしの実現、持続可能な社会の構築に向けて社会のあらゆる分野で必要であることから、本県におけるDXの推進のために、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 5Gの普及を促進するための支援

5Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化に向け、Society5.0時代における重要な基盤であり、5Gが早期に全国展開し、その利活用が進むよう、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援など支援制度の拡充を要望します。

2 自治体DX推進のための支援

デジタル・ガバメントの構築に向けた、情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等を推進するため、地方公共団体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化を要望します。

3 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

デジタル社会の実現に向け、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる人材の確保に係る総合的な調整と、デジタル人材の育成を含めた財政的支援の充実・強化を要望します。

4 誰一人取り残さないデジタルデバイド対策の支援

少子高齢化が進む地方において、高齢者をはじめ全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド対策やICTリテラシーの向上に向けた取組の拡充を要望します。

【現状と課題】

1 5Gの普及を促進するための支援

- 携帯通信事業者が地理的条件不利地域で5G等の高度化施設を整備する場合の補助制度はあるものの、都市と地方で基盤整備に格差が生じることのないよう、本県における早期導入を促進するために、携帯通信事業者の整備に対する財政的・技術的支援の拡充を要望するもの。

2 自治体DX推進のための支援

- 令和2年12月に総務省が策定した自治体DX推進計画において、自治体の情報システム(17業務)の標準化・共通化については令和7年度末、自治体の行政手続のオンライン化(31手続)については令和4年度末までの目標時期が設定されている。
- 各自治体において、目標時期までに確実に取組を進めることができるよう、地域の実情を踏まえた技術的・財政的支援の確実な実施について要望するもの。
- また、地方公共団体のデジタル化を推進するため、上記以外の情報システムの標準化・効率化などに対する技術的・財政的支援の充実・強化について要望するもの。

3 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

- 各地域において、デジタルに関する専門的知識を生かして地域課題の解決を図ることができる人材を確保することが大変難しい状況。
- 例えば、全国知事会の「デジタル社会の実現に向けた提言」における「人材バンク」を創設するなど、小規模な自治体においてもデジタル人材の確保が可能となるような総合的な調整と、財政的支援の充実・強化を要望するもの。
- デジタル人材の確保と合わせて、専門人材を継続的に育成していく必要があることから、地方自治体におけるデジタル人材の育成に向けた取組に対する財政的支援の充実・強化について要望するもの。
- また、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援するため、都道府県における外部専門人材(CIO補佐官等)の任用に対する財政的支援の充実・強化を要望するもの。

4 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた支援

- 特に高齢化率の高い地方においては、高齢者などのデジタル弱者に対する支援が必要。
- 国においては、デジタル活用支援推進事業による高齢者等を対象としたオンラインによる行政手続やサービス利用方法等の講習会が行われているが、広い県土で高齢化率の高い本県においては支援が行き届いていない状況にあることから、地方におけるデジタルデバイド対策やICTリテラシー向上に向けた取組の拡充について要望するもの。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室
総務部 行政経営推進課

5 復興の推進に必要な予算の確保

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところですが、本県においては、被災者のこころのケア、新たなコミュニティの形成支援、水産業における水揚げ量の減少対策や担い手の確保、商工業における販路の回復や従業員の確保など引き続き取り組むべき課題があり、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援なども必要な状況です。

これらの課題に対応するに当たっては、今後においても、復興の推進に必要な予算の確保と被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の活用が必要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、令和2年7月に決定された「令和3年度以降の復興の取組について」に基づいて、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用

被災地方公共団体において、地方創生施策を活用し、被災地の多様なニーズに対応できるよう、地方創生関係交付金の柔軟な運用を要望します。

【現状と課題】

1 復興の推進に必要な予算の確保

- 国においては、令和2年7月に令和3年度以降5年間（第2期復興・創生期間）の復興の取組の枠組みを決定し、「第2期復興・創生期間」における復旧・復興事業費として全体では1.6兆円程度、そのうち岩手県分としては0.1兆円程度を見込んでいるところ。

これは、岩手県・市町村が必要と見込んでいる事業規模と概ね一致。

また、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は合計で32.9兆円程度と見込まれるが、財源もこの事業規模に見合うものと見込まれる。

- 本県においては、被災者のこころのケア、新たなコミュニティの形成支援、水産業における水揚げ量の減少対策や担い手の確保、商工業における販路の回復や従業員の確保など、引き続き取り組むべき課題があり、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援なども必要な状況。
- これらの課題に対応するため、今後も、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』に掲げられている各分野の取組が実施されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

2 被災地のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用

- 国では、『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、人口減少や産業空洞化といった被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要であるとしているところ。
- 被災地においては、宅地造成後のまちなぎわいの創出や移転元地の利活用に向けた取組を含め、今後も取り組むべき課題もあることから、被災地方公共団体が地方創生関係交付金を活用して被災地のニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に類した柔軟な運用を設けるなど、真に使い勝手の良い制度とすることが必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課
ふるさと振興部 市町村課

6 移転元地の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）の利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズオン支援が行われているほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置を講じていただいているところですが、「第2期復興・創生期間」以降も各地域の実情に応じた復興まちづくりを推進するため、移転元地の利活用に向けた取組を引き続き支援されるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 移転元地の集約や整地に要する費用への支援

被災市町村のまちづくりの円滑な推進に向けて移転元地の利活用をより一層進めるため、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等による設備投資や雇用等に対する支援の継続・拡充を要望します。

【現状と課題】

1 移転元地の集約や整地に要する費用への支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとともに、多くの場合、公有地と私有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域に、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点在していること。
- 利活用に興味を示す企業はあっても、整地等が行われていない移転元地の現状を見て、二の足を踏む例があること。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や他事業での整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮しているところ。
- 国では、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生施策等の活用が重要であるとしているところがあるが、地方創生関係交付金は、用地取得及び造成に要する経費は原則対象外とされている。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、維持管理、そして国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村において、地域住民の合意を得て策定した土地利用計画に基づく事業の実施にあたり、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

2 移転元地への産業立地の促進支援

- 事業者への支援としては、復興特区における国税の特例措置や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金などの制度があり、新たな設備投資や雇用に活用されている。
- また、移転元地を対象として、復興庁において「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を実施し、土地の利活用への支援が行われている。
- 移転元地への産業立地を促進するためには、これらの取組や、施設立地に係る金融支援等による支援の継続・拡充が必要。

《参考1》 移転元地の利活用に向けた市町村の検討状況

(令和3年8月末現在)

買取対象面積	活用済	未活用
323.3ha	172.3ha (53%)	151.0ha (47%)

※ 防集事業実施7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）とりまとめ

《参考2》 移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- 嵩上げた周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれがあること。
- 公有地と私有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等の維持管理を行う場合にも多額の経費を要すること。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業者等への税負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、国民や全国の幅広い業種の事業者には深刻な影響が顕著となっています。

昨年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として措置された「徴収猶予の特例制度」は、多くの事業者には活用されましたが、その一方で、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮につながることを懸念され、その対応が課題となっております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動を支えるため、事業者等の税負担の軽減を図る減免等の措置が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減

事業等に係る収入に大幅な減少があった個人や事業者に対して、地方税の負担軽減措置を講じるとともに、その減収額については全額国費により補填するよう要望します。

【現状と課題】

- 地方税の徴収猶予の特例措置（納期限から1年間、担保不要並びに延滞金全額免除）は、令和3年2月1日までの納期限分をもって適用期間が終了となったところ。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化しており、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮へとつながることが懸念される。
- 事業者等への税負担の軽減を図る一方で、地方財政の大宗をなす地方税収入の減少が伴うため、国費による減収補填措置が必要であること。
- 令和2年度における徴収猶予の特例制度の活用状況（令和3年3月31日現在）

《単位：件、百万円》

区分	件数	徴収猶予額	翌年度への繰越見込額
県	1,093	1,100	951
市町村	1,551	991	729
合計	2,644	2,001	1,680

【県担当部局】総務部 税務課
ふるさと振興部 市町村課

8 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方一般財源総額の確保

新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減や、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、確実に確保・充実するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、広大な県土を有する本県の本格的な地域デジタル化の進展に伴い増大する経費や、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新しい生活様式に必要な経費を適切に見込むほか、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、地方の経済情勢を踏まえて税収を的確に見込むとともに、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方財政措置の拡充

地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な財政運営に必要な一般財源が十分に確保されるよう、地方財政措置を拡充するよう要望します。

- (1) 地域医療を担う公立病院を運営する病院事業会計への繰出金について、新型コロナウイルス感染症への対応に当たって公立病院の担う役割は増しており、広大な県土に多数の過疎地域を抱える中で、医師不足や不採算地区での経営などの条件不利地域においても必要な医療を安定的に提供できるよう、措置の拡充を要望します。
- (2) 社会資本整備が遅れている地域の投資的経費が確保されるよう、措置の拡充を要望します。
- (3) 他地域への通学が極端に困難で、修学機会確保の観点から統廃合が困難な小規模高等学校の維持・運営に係るかかり増し経費について、適切に措置されるよう要望します。

3 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保

- 令和3年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいては、国勢調査人口や公債費算入額などの減に伴う普通交付税の減少等による実質的な一般財源総額の減少などにより、令和4年度以降98～168億円の収支ギャップが生じるなど、本県財政は一層厳しい状況が続く見込みである。

2 地方財政措置の拡充

- 厳しい財政状況が続く中においても、地方交付税が有する財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮され、安定的な行政サービスの提供が可能となるよう、地域の実情に応じた財政需要を的確に反映する必要がある。
- 特に、公立病院の運営や小規模高等学校の配置など、広大な面積を有することに起因してかかり増しとなっている経費について、地方財政措置の拡充が必要である。

3 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が42:58であるのに対し、国と地方の税収比は59:41となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(R元 249,901円)は、全国平均(同324,147円)の77.1%で、全国最高の東京都(同549,990円)に対しては45.4%となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課
ふるさと振興部 市町村課

9 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援

新型コロナウイルスの感染拡大時においても学習機会を確保するため、児童生徒1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した教育活動の充実により、教育の質の向上を図っていくことが重要です。

また、教室において、「3密」を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境と、きめ細かな指導体制の計画的な整備ができるよう教職員体制の一層の充実を図ることが重要です。

さらに、同感染症の影響により大学生等はコロナ禍以前とは異なる就職活動に対応しているほか、各企業における新規学卒者の採用の抑制等が懸念される場所であり、大学生等への就職支援が重要です。

については、今後、ICT機器を効果的に活用した教育活動の充実や少人数学級等による指導体制整備、大学生等への就職支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ICT機器を活用した教育活動の充実及び学習の機会の確保に対する環境整備

児童生徒1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した教育活動の充実に向け、情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置等に係る国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、私立学校においても、早急に環境整備を進める必要があることから、ICT環境の整備に係る補助については、国公立と同等の補助内容となるよう、予算の確保とともに制度の拡充を要望します。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進める必要があることから、空調設備の整備に関する国庫補助については、補助の拡充を要望します。

公立大学において遠隔授業を実施するための機材や学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境構築について、十分な財源を措置するよう要望します。

2 少人数学級等による指導体制の整備

学校における「新しい生活様式」も踏まえた児童生徒一人ひとりの学習・生活環境の整備を図るため、中学校を含めた少人数学級によるきめ細かな指導体制を計画的に整備するなど教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

3 大学生等への就職支援

第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、就職活動中の大学生等への十分な情報提供や、新規学卒者の積極的な採用、採用内定取消し防止等、中長期的視点に立った採用を進めるよう経済団体等へ要請するなど、大学生等の就職活動への支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 ICT機器を活用した教育活動の充実及び学習の機会の確保に対する環境整備について

- GIGAスクール構想の加速により、児童生徒1人1台端末の整備が急速に進んだことから、今後は、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員や生徒を専門的見地からサポートする情報通信技術支援員（ICT支援員）の継続的な配置、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。
- 私立学校においても、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大により、ICT環境の整備の重要性が再認識され、先進的な施設・設備の導入が急務となっている。
国の令和元年度・2年度補正予算においては「GIGAスクール構想」の実現に向けた財源が措置されているが、私立については国の2分の1補助となっていることから、学校では財源の確保が課題となっている。高校段階については、公立と同様に低所得世帯向けの補助制度は新設されたが、補助率は2分の1となっている。
- 私立学校のICT環境の整備については、このほか私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業により、私立の高等学校等におけるICT教育設備の購入費の一部について国が補助（補助率1/2）を行っている。引き続き、予算の確保と拡充が必要。
- 空調設備の整備について、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高等の教室における空調・換気設備に要する経費に対する補助が創設されたが、現行の補助率は1/3であり、経営の厳しい学校もあることから更なる補助の拡充が必要。
- 大学における遠隔授業の環境構築について、国は令和2年度補正予算により国立大学及び私立大学に係る財源を措置しているが、公立大学については、令和2年5月1日付け文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」により、同交付金を活用できる旨の周知がなされたものの、直接的な財源措置がなされていない。

2 少人数学級等による指導体制の整備について

- 岩手県においては、小学校第3学年から中学校第3学年まで国の加配定数等を活用し、全ての学年で35人学級を実施している。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒間の十分な距離を確保するためには、全学年35人学級に要する教職員定数の改善（基礎定数化）が必要。
- また、35人学級であっても、新型コロナウイルス感染症対策のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況となっている学校もあることから、少人数学級の更なる推進が必要であり、教職員定数の改善等による教職員体制の一層の充実が必要。
- 高等学校においては、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」により、生徒の収容定員に基づいて教職員定数が算定されるため、1学級の収容定員を少なくすると、現行の算定方式のままでは、教職員定数も減少する。よって、少人数学級等を導入するに当たっては、教職員配置基準の見直しを含めた新たな定数改善計画の算定が必要。
- 教職員体制が充実し、少人数学級が推進されることにより、新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、児童生徒へのきめ細かな指導にもつながること。

3 大学生等への就職支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会等の就職イベントの多くはオンライン形式、またはハイブリッド形式（対面＋オンライン）で開催されるなど、コロナ禍以前とは異なる就職活動に変化してきている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により各企業の業績が悪化しており、民間企業が実施したアンケート調査では、「採用予定数」について、「減らす」が11.2%、「採用凍結する」が2.0%、「未定」が13.0%となっており、旅行・ホテル・レジャー・フードサービスなどのサービス業を中心に採用を控える企業があることから、第二の就職氷河期世代を生まないという観点で中長期的視点に立った採用を促進する必要がある。
[出典：株式会社学情アンケート 令和3年3月発表]
- 多様な通信手段を活用した説明会・面接等の実施、柔軟な日程設定や通年採用等による募集機会の更なる提供が必要である。

[国による経済団体等への主な要請実績]

- ・令和3年2月19日 経済団体等に対して、関係4省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が連名で、2021年度卒業・修了予定者等の積極的な採用等について要請。
- ・令和3年3月30日 経済団体等に対して、関係4省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）が連名で、2022年度卒業・修了予定者等の積極的な採用等について要請。

[県による県内経済団体等への主な要請実績]

- ・令和2年5月18日 県内経済団体等に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で、新規学卒者の採用枠の確保等について要請。
- ・令和3年5月21日、24日 県内経済団体等に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で、新規学卒者の採用枠の確保等について要請。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、教職員課

10 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。特に、建設候補地である東北では、ILCの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されます。これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北」の扉が開かれ、ひいては日本の成長にも貢献できるものと確信しており、令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際にも、ILCは「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議が衆参両院でなされたところです。

政府においては、平成31年3月のILC計画に関する見解に沿って、文部科学省が海外パートナー国との国際分担等について、アメリカ、ヨーロッパ各国との議論を進められており、関係省庁においても、地方創生や復興など様々な観点から実現に向けて検討されるなど、積極的な取組をいただいているところです。

本年6月には、世界の研究者コミュニティの組織であるILC国際推進チームが「ILC準備研究所提案書」を公表し、文部科学省におかれては、7月からILCに関する有識者会議を再開されています。ついては、ILCの実現に向けて、欧米の協力姿勢が示されている中、時機を逃さず国内外の取組を加速させることが重要であり、次のとおり要望します。

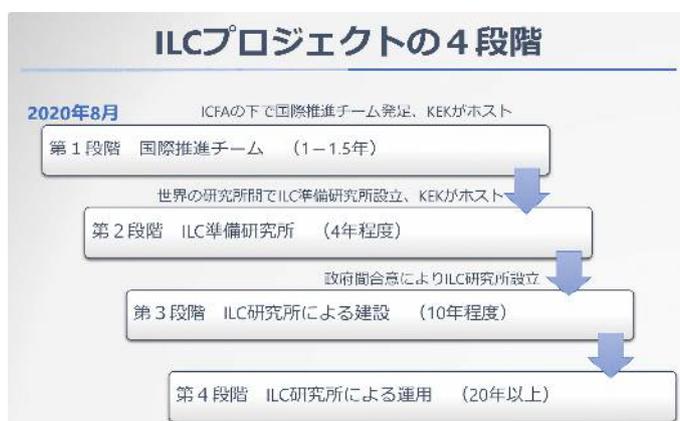
《 要望事項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの日本での実現を目指し、令和4年度中のILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するとともに、日本政府が主導し、国際的な議論を更に推進すること。また、ILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させるよう要望します。

【現状と課題】

- 平成31年3月、日本政府が初めて I L C 計画への関心を表明し、以降、米欧との意見交換を継続している。
- 令和元年9月、文部科学省と米国エネルギー省とのディスカッショングループにおいて、米国政府が I L C 計画を日本がホストする場合には支持することを表明した。
- 令和2年6月、「欧州素粒子物理戦略」において、「I L C 計画のタイムリーな実現はこの戦略に適合するものであり、その場合、欧州の素粒子物理学コミュニティは協働することを望む」と明記された。
- 令和2年8月、世界の研究者コミュニティによる「I L C 国際推進チーム」が K E K を拠点に発足した。
- 令和3年6月、I L C 国際推進チームが「I L C 準備研究所提案書を公表した。また、高エネルギー物理学研究者会議・K E K が、「I L C 計画に関する主な課題について」を公表した。
- 令和3年7月、文部科学省の I L C に関する有識者会議（第2期）が再開された。
- 以上のことから、時機を逃すことのないよう、政府の積極的な対応が必要である。



【参考事項】

- I L C 計画に関する費用について

項目	費用（億円）	国際分担案（K E K 国際ワーキンググループ答申（2019.10））
●本体及び測定器建設経費	7,355～8,033	
(1) 本体建築費	6,350～7,028	(次による)
土木建築	1,110～1,290	ホスト国が負担
加速器本体	4,042～4,540	メンバー国で分担
労務費	1,198	土木建築費分はホスト国、加速器本体分は参加メンバーで分担
(2) 測定器	1,005	メンバー国で分担
測定器本体	766	—
労務費	239	—
●年間運転経費	366～392	国際的に分担することを、建設にあたって政府間で合意しておくべき
光熱水料、保守	290～316	—
労務費	76	—

- I L C 準備研究所の費用について

令和3年2月25日、衆議院予算委員会第四分科会での萩生田文部科学大臣の答弁において、準備研究所の費用について、230億円と言及している。

○ これまでに算定・公表された経済波及効果の例

	経済波及効果	試算の条件等
文部科学省有識者会議 (H30. 5)	約 2.4 兆円～ 約 2.6 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7)	約 6.1 兆円	建設 10 年＋運用 10 年 トンネル延長 20km 計画

※ 岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7) の経済波及効果は、文部科学省有識者会議 (H30. 5) での試算（「直接的な建設及び活動効果」、「イノベーション創出」）に、「基盤技術の発展利用（加速器関連産業の波及効果）」、「世界とつながる地方創生（民間投資（住宅、オフィス、居住者等の消費支出等）」、「社会課題解決等の可能性（新技術、新製品開発等）」の試算を加えているもの。

《 I L C に関する国内外の動向》

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L C の国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 26 年 5 月	文部科学省は、「I L C に関する有識者会議」を設置し検討を開始。平成 27 年 6 月にこれまでの議論を中間取りまとめ
平成 28 年 5 月	日米政府間ディスカッショングループ設置合意
平成 28 年 12 月	「リニアコライダー・ワークショップ (L C W S) 2016」において、初期投資を抑えて段階的に I L C を整備することが研究者間で大筋合意
平成 29 年 11 月	国際将来加速器委員会 (I C F A) において、I L C 計画見直し案を承認
平成 29 年 12 月	文部科学省有識者会議が開催され、I L C 計画の見直しについて検討し、見直し後の I L C 計画についての検証を行うため、「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」を再設置
平成 30 年 12 月	日本学術会議が文部科学省に「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」(回答)を提出
平成 31 年 2 月	日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済 3 団体が「国際リニアコライダー誘致に関する意思表示への期待」を共同声明発表
平成 31 年 3 月	I C F A の会議において、日本政府が初めて I L C 計画に対する前向きな関心を示す意思を表明
令和元年 5 月	K E K において、国際分担等を検討するワーキンググループを設置。同年 10 月に提言を公表
令和元年 7 月	日仏、日独の政府間ディスカッショングループの設置合意
令和元年 9 月	文部科学省と米国エネルギー省とのディスカッショングループにおいて、米国政府が I L C 計画を日本がホストする場合には支持することを表明
令和元年 11 月	L C W S 2019 が仙台市で開催され、海外研究者らが I L C 実現に向けた「仙台宣言」を発表

令和2年1月	日本学術会議マスタープラン2020において、I L C計画が学術大型研究計画に選定される
令和2年2月	I C F A会議において、日本政府が平成31年3月以降の取組（米欧との意見交換の実施）や現状認識等について発表し、改めてI L Cへの関心を表明した
令和2年2月	I C F Aは、日本にI L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を発出。また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和2年2月	KEKにおいて、I L C計画を文部科学省が策定するロードマップ2020に申請（3月取り下げ）
令和2年5、6月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議がされる
令和2年6月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、I L Cは戦略に適合しており、タイムリーに進めば欧州はI L Cに協力するとされた
令和2年8月	「I L C国際推進チーム」がKEKを拠点に発足。1年から1年半の期間、I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う
令和2年8月	「東北I L C事業推進センター」が発足。I L C建設準備期間への移行を見据え、実務レベルでの検討を行う
令和2年10月	AWLC2020において、米国政府がI L Cに対する強い関心や支持、国際協議継続の姿勢を表明した
令和3年6月	I L C国際推進チームが、「I L C準備研究所提案書」を公表
令和3年6月	高エネルギー物理学研究者会議・KEKが、「I L C計画に関する主な課題について」を公表
令和3年7月	文部科学省のI L Cに関する有識者会議（第2期）が再開。（年内又は年度内での取りまとめを予定）

【県担当部局】 I L C推進局 事業推進課

11 新型コロナウイルス感染症対策に係る 医療提供体制の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症が、岩手県においてさらなる拡大を見せた場合、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持等に影響が出ることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、必要な医療を迅速に提供できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合に、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めていただくよう要望します。

感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化するよう要望します。

また、新型コロナウイルス感染症以外の新たな感染症にも機動的に対応するため、今般検討が進められている、災害派遣医療チーム（DMAT）内への「感染症医療支援チーム（仮称）」創設に際し、感染症対策に係る医師や看護師等への教育訓練や活動に必要な資器材整備などの体制構築が円滑に行えるよう、国による必要な財政措置などの実施を要望します。

さらに、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師等の恒常的な人員体制を強化するため、引き続き十分な財政措置を確実に行うよう要望します。

2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、令和4年1月以降も、空床補償及び軽症者宿泊療養施設の確保や感染防止対策等、国による財政措置を継続するよう要望します。

また、後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を引き続き進め、これらの情報を国民に広く周知するとともに、地域における後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について交付金の対象とするよう要望します。

併せて、病院改修による患者受入や保健所等の体制整備なども補助対象とするよう、使途の拡充についても要望します。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関等においても、経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関等の経営に資するため、新型コロナウイルス感染症の患者診療に係る診療報酬の特例措置の継続、福祉医療機構による無利子・無担保貸付の貸付限度額・貸付対象の更なる拡大等、直接的かつ中長期的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

- 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症において、地域の小規模な患者クラスター（集団）の発生を防ぐため、国内の感染症の専門家（国立感染症研究所職員等）で構成されたクラスター対策班を設置し、全国各地に派遣を行っている。
- 一方、クラスター対策班の人員不足等が指摘されているところであり、人員確保の一層の推進など、感染症対策の体制強化が必要。
- 厚生労働省は、対策を強化するため、全国各地でこれまでクラスターが発生した際に現場で活動してきた「災害派遣医療チーム（DMAT）」の任務に、感染症への対応を追加することを近く決定し、来年度、DMAT内に「感染症医療支援チーム（仮称）」の創設を予定している。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害派遣医療チーム）

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成する、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

※2 令和4年度予算の厚労省概算要求より抜粋（DMAT関係）

「新興感染症等の感染拡大時に対応可能な医療支援チームの創設」

8. 8億円（前年度6. 1億円）

DMAT（災害派遣医療チーム）の枠組みを拡充し、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な医療支援チームを組織するとともに、医療支援チームの人材育成の強化等を図るため、DMAT事務局の体制を拡充する。

- 新型コロナウイルス感染症も含めた本県の地域医療体制の確保のため、本要望項目については、緊急かつ喫緊の課題であることから、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消を目指す県（医師少数県）で令和元年度に設立した、「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会（会長：岩手県知事）」において、提言として本年7月21日に橋本厚生労働副大臣あて要望を行っているもの。

○ 国においては、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するため、地方財政措置を講じたところであり、本県においても必要な保健師の確保を進めているが、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、保健所等の体制強化に努めていくことが必要。

※1 国においては、感染症対応業務に従事する保健士の恒常的な人員体制を強化するため、普通交付税措置に係る人口170万人の標準団体において、感染症対応業務に従事する保健師の措置人数を、現行の24名から、2年間で1.5倍、36名に増員可能とする措置を実施。

【参考】本県の保健所 保健師数の推移

H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
54	55	54	54	66

※2 令和4年度予算の厚労省概算要求より抜粋（保健所の人員支援関係）

「I H E A Tによる保健所の人員体制強化」

15億円（前年度5.6億円）

※地方衛生研究所の機能強化分も含む

感染拡大時に保健所業務を支援することのできる専門人材の派遣の仕組みであるI H E A Tの体制を強化するとともに、I H E A T名簿登録者に対する積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修を引き続き行う。

※3 I H E A T（Infectious disease Health Emergency Assistance Team：新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材）

保健所等で積極的疫学調査を中心とした業務を支援する、支援協力者の名簿に登録された方々で、関係学会・団体等を通じて募集した外部の専門職であり、主に以下により構成。

感染症の流行が拡大している都道府県内で、当該都道府県内での応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合に、名簿に登録されている支援協力者に保健所等での支援協力を行える仕組み。

（令和3年3月時点で、3,000人以上が名簿に登録）

- ・大学教員等で構成される公衆衛生に関する関係学会・団体に所属する会員
- ・保健師・管理栄養士等で構成される中央の関係団体の会員
- ・各都道府県が都道府県の関係団体や大学教員等から確保している支援協力者

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、本県では現在、主に以下の事業を実施。

(1) 新型インフルエンザ感染症患者入院医療機関等設備整備費補助

① 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

コロナ感染症対応体制強化のための入院設備整備に係る経費を補助

（人工呼吸器、ECMO、簡易陰圧装置等）

② 帰国者・接触者外来等設備整備事業

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する帰国者・接触者外来等の設備整備を補助

（HEPAフィルター付空気清浄機、HEPAフィルター付パーテーション、個人防護具等）

③ 感染症検査機関等設備整備事業

PCR検査機器の設備整備に係る経費を補助（リアルタイムPCR装置等）

④ 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

重点医療機関等における、新型コロナ感染症患者への高度かつ適切な医療の提供に必要な設備整備を補助（超音波画像診断装置、血液浄化装置、CT、生体情報モニタ等）

⑤ 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する救急・周産期・小児医療を担う医療機関の院内感染防止のための設備整備を補助（個人防護具、個人防護具、簡易ベッド等）

(2) 新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助

新型コロナウイルス感染症への対応として、地域の実状に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、医療機関が行う入院病床の確保等について支援

- 国では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施については、当面、令和3年12月末までの対応としており、令和4年1月以降も新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持していく必要があることから、引き続き緊急包括支援交付金を活用した継続的な支援とさらなる拡充が必要。
- 新型コロナウイルス感染症の後遺症に関しては、国において全国的な調査を実施しているところであり、退院までに疲労感・倦怠感、睡眠障害、息苦しさ、筋力低下などの後遺症があった患者の3割以上が、6か月後においても後遺症が残っていることなどが報告されている。
- 新型コロナウイルス感染症の後遺症については、未だ治療法が確立しておらず、現状ではそれぞれの症状に対する対症療法とならざるを得ないことなどにより、県内の医療機関に専門外来等は設置されていない状況。
- これまでに保健所や一般相談窓口であるコールセンターにおいて、感染された方から、倦怠感や息苦しさ等に関する相談が寄せられており、県内においても一定数の方に後遺症が生じているものと推測されることから、現在、実態調査に向けて準備しているところ。

参考 全国知事会「緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言」（抜粋）

5. 第5波の教訓を踏まえた検査・医療体制及び水際対策の強化について

(11) 後遺症に係る医療提供体制の整備

後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、これらの情報を国民に広く周知し、また都道府県へ情報共有するとともに、各都道府県が実施する後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

- 保健所等の体制整備にあたっては、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保健所における会計年度任用職員の増員や本庁等からの支援を実施してきたところであるが、本来は医療提供体制等の整備と一体となって感染状況に応じて財源措置されるべき費用であることから、包括支援交付金の対象とすることが必要。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

- 一般社団法人日本病院会・公益社団法人全日本病院協会・一般社団法人日本医療法人協会が行っている「新型コロナウイルス感染拡大による病院経営状況の調査（2020年度第4四半期）」によると、調査に協力した全国の病院（公的、民間含む）の、4月～3月における平均医業利益率（支援金含まず）は、令和元年度の△2.5%に比べ、△6.7%となっており、収支が悪化している。

【参考】支援金を含めた場合の医業利益率…△1.1%

- 県立病院の医業収益についても、診療報酬改定等により患者1人1日当たり収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を確保するための入院制限や、新型コロナウイルス感染症による自主的な受診抑制等により患者数が減少（入院（△8.8%）、外来（△8.3%））したことから、令和2年度は入院収益（△3.8%）、外来収益（△2.7%）ともに減少。
- 9月末で感染対策に対する診療報酬の特例措置が廃止された一方、疑い患者及びコロナ患者への外来・訪問診療等に対する特例措置が大幅に拡充。（感染対策についての支援は、対策に係るかかりまし経費を直接国が補助金により支援（R3.10～12））

【参考1】新型コロナウイルス患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応（R3.10から拡充）

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充	
2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充	
<p>外来</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで> <ul style="list-style-type: none"> 院内トリアージ実施料の特例300点→550点 ※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件 ✓ コロナ患者への外来の特例拡充 <ul style="list-style-type: none"> ロナプリーブ投与の場合：950点→2,850点(3倍) その他の場合：950点 	<p>歯科</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例（100点） ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例（330点（時間要件の緩和））
<p>在宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充 <ul style="list-style-type: none"> ロナプリーブ投与の場合：950点→4,750点(5倍) その他の場合：950点→2,850点(3倍) ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充（520点→1,560点(3倍)） 	<p>調剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充（訪問：500点、電話等：200点） ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例（30点(月1回まで)→算定上限撤廃）
<p>※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで></p> <p>医科：50点、 歯科：28点、 調剤：6点</p>	

- 国は、医療事業者への資金繰り支援のため、令和2年度第2次補正予算等において、福祉医療機構による、貸付限度額や無利子無担保融資枠の拡大を図っている。

【参考2】福祉医療機構による無利子・無担保融資制度の概要

貸付金の限度額	次の金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月又は前々年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額

- 医療機関の経営は、支援金等により支えられている状態であり、新型コロナウイルス感染症だけでなく、平時の地域医療体制を維持していくため、国による中長期的な財政支援が必要。

【県担当部局】保健福祉部 保健福祉企画室、健康国保課、医療政策室
 医療局 経営管理課

12 新型コロナウイルス感染症対策に係る ワクチン接種の円滑な実施

新型コロナウイルス感染症を克服するため、広く国民へのワクチン接種体制を確立し、新型コロナウイルスに対する集団免疫の獲得を目指すことが急務となっていることから、ワクチン接種を安全かつ円滑に実施できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 3回目接種等に係るワクチンの十分な確保と迅速な供給

3回目接種を円滑に実施するに当たり、自治体において早期に接種計画を策定するため、ワクチンの中長期的な供給量の目安や、今後交差接種を本格的に実施する際の対象者の考え方や接種の留意点等について速やかに自治体に示すとともに、1回目・2回目接種のような供給量の急激な減少が生じないように、必要なワクチンの種類、量を確保するよう要望します。

また、新たに12歳になる方をはじめとした、ワクチン未接種の希望者に対する継続的な接種の実施も必要となるため、3回目接種に必要なワクチンと併せて確保するよう要望します。

2 ワクチン接種体制に係る財源措置

3回目接種の実施に係る接種会場の確保や医療従事者の確保などに要する経費のほか、送迎費用、通常診療を休止した場合の影響を踏まえた報酬など、継続的な接種体制の確保に係る費用について、地方負担が生じないように必要な財政措置を継続するよう要望します。

3 ワクチン接種の意義や有効性、副反応に係る国民への周知等

市町村や医療機関等が引き続き連携して、円滑かつ迅速にワクチン接種を実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性や、ワクチンの種類、交差接種に応じた副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすい周知・広報を継続して行うよう要望します。

また、第5波においては、12歳未満の子どもが感染する事例も増えたことから、海外での接種事例や治験を踏まえた12歳未満への接種対象拡大について、次の感染拡大に備えるため、国の方針を速やかに示すとともに、実施となった際には、必要なワクチンを確保するよう要望します。

4 ワクチン接種に係る偏見や差別、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

ワクチン接種の有無や接種証明書の提示の有無で、持病等によりワクチンを接種出来ない方等への不当な差別的取扱いが生じることが懸念されることから、国において不当な差別的取扱いとなる事案の考え方を示すとともに、SNSなどの各種広報媒体を活用した周知・広報、不当な差別的取扱いが生じた場合に備えた専用相談窓口の設置などの対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 3回目接種等に係るワクチンの十分な確保と迅速な供給

- 1回目・2回目のワクチン接種実施の際は、ワクチン接種を希望する全ての県民の接種を短期間で終了させるため、集団接種や個別接種、共同接種など地域の実情に応じた接種体制やワクチンの移送体制などの構築が必要であったが、ワクチンの供給量や供給時期の全体が早期に示されないなど、体制構築への対応に苦慮したところ。
- 現時点における厚生労働省からの説明では、当面の3回目供給スケジュールが示されているが、中長期的なスケジュールや供給量の目安が示されていない。

2 ワクチン接種体制に係る財源措置

- 医療圏ごとに接種体制を確立させるため、地域の実情に応じた接種体制の構築について、医師会と協議しながら進めているが、地域の医療資源の状況に応じて、二次医療圏内の市町村による共同接種の提案や県の集団接種実施による支援、他の医療圏からの派遣応援など、医療従事者の確保・調整が必要となっている。
- ワクチン接種後の副反応に係る相談について、医学的知見が必要な相談体制として「岩手県新型コロナウイルスワクチン専門相談コールセンター」を令和3年3月30日に開設し、住民からの相談に対応している。
- 接種体制の整備に当たって、会場の確保や医療従事者の確保などに要する経費ほか、送迎費用や通常診療を休止した場合の影響を踏まえた報酬などについて、地方の負担が生じないよう、引き続き地方自治体の意見を踏まえ、国の責任による財政措置が必要である。

3 ワクチン接種の意義や有効性、副反応等に係る国民への周知

- ワクチンによる副反応は、アナフィラキシーをはじめ、疼痛や熱感、寒気、頭痛など複数の症例が報告されている。
- 国の専門家からは、武田/モデルナ社のワクチンについては、ファイザー社ワクチンに比べ、接種後に生じる心筋炎等の発生頻度が10代及び20代の男性において高いことから、十分な情報提供の上、既に武田/モデルナ社のワクチンを接種された方であっても、ファイザー社のワクチンの接種も選択することができるとの見解が示されており、それらを踏まえた通知が国から発出されていることから、本県においても同様の趣旨で県民に対し周知を実施しているところ。

- ワクチンに係る根拠のない様々な情報がSNS等により拡散していることから、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うことが必要。
- 12歳未満へのワクチン接種の検討及び治験等の状況は以下の通り。
 - ・ 国内では、アメリカのファイザー社とドイツのビオンテック社が、11月10日に新型コロナウイルスワクチンの接種対象年齢について、5歳から11歳の子どもへの拡大を厚生労働省に申請。
 - ・ 海外では、アメリカのファイザー社とドイツのビオンテック社が、5歳から11歳の子どもを新型コロナワクチンの緊急使用許可の対象に含めるよう、10月7日にアメリカのFDA（食品医薬品局）に申請。10月29日にアメリカのFDA（食品医薬品局）において接種を可能とする旨決定し、接種を開始。
 - ・ ファイザー社が発表した臨床試験の結果によると、ワクチンの成分の量を減らし、21日間の間隔をあけて2回接種した結果、2回目接種から1か月後の中和抗体の値は、16歳から25歳のグループでみられたのと同じ程度に増加した。

4 ワクチン接種に係る偏見や差別、誹謗中傷の防止に向けた取組の実施

- 新型コロナワクチンは、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものであり、職場や周りの方への接種の強制や、接種を受けていない方への差別的な扱いの防止に向け、本県でも、様々な媒体により県民に対して呼びかけを実施している。
- 全国では、条例を制定し、ワクチン未接種者への差別を禁止しているとされる都道府県は8県あり、ワクチン接種に係る差別について明文化しているのは高知県のみとなっている。

【コロナ差別に係る条例を制定している8県】

石川県、長野県、岐阜県、三重県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県

- 国では、コロナ禍からの出口戦略の一つとして、「ワクチン・検査パッケージ」の導入の検討に際し、ワクチン接種証明書のデジタル化に伴う国内での利用環境整備を見据え、証明書の国内での活用に関する考え方を示している。

【参考1 国のワクチン接種証明書の利用に関する基本的考え方（抜粋）】

- ・ 民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められると考えられます。

ただし、接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求など、社会通念等に照らして認められないような取扱いは許されません。

また、例えば、会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いと考えられます。

- ・ 公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、接種証明の提示の有無によって取り扱いを区別することには、より一層の慎重さが求められます。

なお、ワクチン接種の促進・勧奨等の観点から、行政機関がワクチン接種者への優遇措置を設けることは可能と考えられますが、度を越したものとなり住民の不公平感を生じさせることにならないようにする必要があります。

【参考2 全国知事会「緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言」(抜粋)】

6. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

(1) 人権を守る対策

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的な啓発や相談窓口の設置を行うこと。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

【参考3 高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例(抜粋)】

(不当な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること若しくはり患しているおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他権利及び利益を侵害する行為をしてはならない。

2 県は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、前項に規定する行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

13 新型コロナウイルス感染症対策に係る 雇用維持に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等が見込まれる労働者数は全国で約12万人、県内でも1,000人を超えており、また、雇用調整助成金の支給申請が県内でも毎月1,000件以上なされています。

国では雇用調整助成金の抜本的拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を創設し、雇用の維持を支援してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、離職者の増加が懸念されます。

事業者等の雇用維持への支援の継続及び各企業における派遣労働者等の雇用の継続に向けた要請について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業者等の雇用維持に対する支援の継続

雇用調整助成金等の特例措置については、本年5月から縮減されていますが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、地域・業種を限定せず、助成率及び上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、期間を延長するよう要望します。

今後、雇用調整助成金等の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を聞いた上で行うよう要望します。

2 経済団体等に対する雇用維持の要請

感染症対策と社会経済活動の両立を進める中、一時的な業績悪化に伴う派遣労働者や有期契約労働者、パートタイム労働者等の安易な雇止め、解雇等を控えていただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点から、雇用維持に対して配慮するよう、経済団体等に引き続き要請するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の雇用維持への支援の継続

- 雇用調整助成金の特例措置については、本年4月末までは、助成率が最大10/10、助成額の上限が日額15,000円であったものが、5月以降は、業況特例及び地域に係る特例を除き、助成率が最大9/10、助成額の上限が日額13,500円に縮減されている。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷が長期化していることから、雇用調整助成金の特例措置については、地域・業種を限定せず、助成率及び上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、期間を延長することが必要である。
- また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、本年4月末までは、支給額の上限が日額11,000円であったものが、5月以降は、地域に係る特例を除き、支給額の上限が日額9,900円に縮減されており、地域を限定せず、上限額を4月までの措置内容へ再度拡充の上、対象となる期間を延長することが必要である。
- 全国知事会を通じて、雇用調整助成金等の特例措置の期間の延期、助成率及び上限額の遡及適用を要請している。なお、雇用調整助成金等の特例措置の段階的な縮減を検討する場合には、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を聞いた上で行うよう、併せて要請している。

《雇用調整助成金の活用状況》（岩手労働局からの聞き取り）

件数		4/30	5/28	6/25	7/30	8/27	9/24	10/29	11/5
支給申請 受理	件数	16,544	17,746	18,803	20,089	21,141	22,195	23,668	23,944
	事業所数	2,722	2,748	2,770	2,797	2,812	2,831	2,860	2,867
支給決定	件数	15,937	17,356	18,504	19,677	20,571	21,860	23,322	23,617
	事業所数	2,706	2,729	2,764	2,788	2,802	2,820	2,844	2,851

《県内の解雇見込》（岩手労働局からの聞き取り）

産業別	令和2年度					令和3年度							
	11/27	12/25	1/29	2/26	3/26	4/30	5/28	6/25	7/30	8/27	9/24	10/29	11/5
A 農林漁業					3	3	3	3	3	4	4	4	4
C 紙業、砕石業、砂利採取	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
D 建設業	2	2	2	4	7	8	10	10	10	10	11	21	21
E 製造業	336	379	379	379	382	391	401	402	436	436	484	484	484
G 情報通信業		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
H 運輸業	17	17	17	18	18	18	18	25	25	25	25	25	25
I 卸・小売業	55	55	55	59	64	66	67	67	67	71	121	125	125
K 不動産業、物品賃貸業			8	8	8	14	14	14	14	14	14	14	14
L 学術研究、専門、技術、サービス業		8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
M 宿泊・飲食業	90	100	109	115	115	134	134	135	157	158	186	198	198
N 生活関連サービス業	98	98	98	98	99	99	99	99	99	99	99	99	99
O 教育、学習支援業						9	9	9	9	9	9	9	9
P 医療・福祉業	1	1	1	2	2	2	2	14	14	14	14	14	14
R サービス業	17	17	17	17	17	17	17	17	19	19	20	27	27
計	623	690	707	722	737	783	796	817	875	881	1,009	1,042	1,042

《全国知事会による緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言：抜粋》（令和3年10月2日）

雇用調整助成金の特例措置等の延長

雇用調整助成金等の特例措置について、現行特例は11月末まで、うち中小企業の助成率は12月末まで延長される方針が示されたが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の度重なる発出と長期化の影響が拡大していることを踏まえ更に延長を行うこと。

また、地域によって支援に差が生じないよう、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況等に関わらず公平な特例措置を行うとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

今後、雇用調整助成金の特例措置の段階的な縮減を検討する際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

なお、雇用調整助成金の財源不足に伴う雇用保険料の引き上げに向けた検討をする場合は、感染拡大や感染防止措置により事業者や労働者がともに大きな影響を受けていることに配慮すること。

- ※1 令和3年10月14日の衆議院解散後の記者会見で、岸田首相は、雇用調整助成金の特例措置について、来年3月まで延長する旨、発表（助成額の上限や助成率などの詳細は不明）。
- ※2 雇用調整助成金の特例措置に伴う日額上限は、令和3年12月末までは13,500円/日となっているが、令和3年11月12日の新聞報道によると、令和4年1～2月は11,000円/日、令和4年3月は9,000円/日に引き下げられる方針であるとのこと（国からの正式発表を受けてのものではない。）。

2 各経済団体等に対する雇用維持の要請

- 新型コロナウイルス感染症による解雇等見込は、全国で119,862人（11/5現在）となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、今後も離職者の増加が懸念されることから、各経済団体等に対して要請が必要である。
- 雇用維持については、国及び県において、これまでも数次にわたり業界団体に対して要請を行っている。

《国による主な要請実績》

- ・ 令和2年4月13日 関係事業者団体に対して、関係5大臣（厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」
- ・ 令和2年5月26日 日本人材派遣協会に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書」
- ・ 令和2年7月7日 経済団体団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・ 令和2年8月28日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について」
- ・ 令和3年1月14日 労働者派遣団体と会合し、要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」
- ・ 令和3年3月3日 経済団体団体に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・ 令和3年5月25日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請」

《県による要請》

- ・ 令和2年4月10日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等に関する緊急要請」
- ・ 令和2年5月18日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」
- ・ 令和2年7月17日 県内経済団体に対して、いわてで働こう推進協議会長名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」
- ・ 令和2年12月1日 県内の経済団体に対して、岩手労働局長が要請。
「2020年度及び2021年度新卒者等の採用維持・促進に向けた特段の配慮」
- ・ 令和3年5月21日、24日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

14 新型コロナウイルス感染症対策に係る 農業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少等に伴う農畜産物の需要停滞などにより、多くの農業者は、今後の経営継続に大きな不安を抱えています。

ついては、新型コロナウイルス感染症の農業への影響に対する万全な対策により、農業者が意欲をもって事業を継続できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業者に対する支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症が農業者等の経営に大きな影響を及ぼす場合は、経営継続補助金や高収益作物次期作支援交付金を措置するよう要望します。
- (2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度の発動が続くなど、肉用牛肥育経営に大きな影響を及ぼす場合は、生産者負担金の納付を猶予するよう要望します。

2 農畜産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

米や牛肉等の農畜産物の消費拡大に向けた取組に対し、引き続き十分な支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 農業者に対する支援

(1) 経営継続補助金・高収益作物次期作支援交付金の採択状況

- 経営継続補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収など、今後も農業経営への影響が続く場合には、不採択者の再申請も含め、引き続き、多くの農業者の事業要望が想定されるところ。

[経営継続補助金の岩手県における採択状況（令和2年度）]

区 分	申請件数	採択件数	採択率
1次募集	1,006	765	76 %
2次募集	1,118	970	87 %

- 高収益作物次期作支援交付金について、本県では、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた生産者が、本交付金による支援を受けられるよう、制度の説明会を開催するなど、事業の周知を行い、計11事業実施主体から約1億8,000万円の申請が行われ、採択されたところ。農業者が安心して生産に取り組めるよう、新型コロナウイルス感染症の影響が収束するまで継続して措置し、生産体制の維持・強化を支援することが必要。

《高収益作物次期作支援交付金の岩手県の農業者における採択状況》

区 分	申請件数	採択件数	採択率
令和2年度（1～3次募集）	1,602	1,602	100 %
令和3年度（4次募集）	11	11	100 %

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）

- 肥育農家の資金繰りの支援のため、令和2年4月から、牛マルキン制度の生産者負担金の納付が猶予され、その後、肉専用種の月平均の枝肉卸売価格が、令和3年1月から3月まで3か月連続で2,300円/kgを上回ったことから、令和3年6月から生産者負担金の納付が再開。
- 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により牛枝肉価格が大幅に下落した場合、牛マルキン制度の生産者積立金が枯渇する可能性があることから、生産者負担金の納付猶予の措置を要望するもの。

2 農畜産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要の減少や飲食店への客足が回復していないなど、外食需要の減少等の影響が生じている。
- 本県では、令和2年度に、国の「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用し、影響が生じている農林水産物を県内の全市町村の学校給食へ無償提供するなどの消費拡大に取り組んだほか、令和3年2月以降、国の「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」の活用を生産者等に働きかけるなど、生産面での影響を回避するよう取組を進めてきたところ。
- 影響の長期化が見込まれる中、農畜産物の消費拡大を図るための取組に対して、引き続き支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 流通課、農業振興課、農産園芸課、畜産課

15 新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食向け需要等が落ち込んでおり、米の過剰在庫により米価が下落しています。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応

米の需給と価格の安定に資するため、国主導による実効的な過剰米への対策や消費喚起などの需要拡大対策を推進するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省が7月末に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の停滞により、令和3年6月末現在での全国の米の民間在庫数量は、前年同月に比べ19万トン多い状況。
- 在庫量の増加により、米価が下落していることから、主食用米の長期保管への支援や海外への食糧援助、子ども食堂等への提供などの過剰米対策、消費喚起等の需要拡大対策が必要。

1 全国の6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）（単位：万トン）

H22	H26	H29	H30	R元	R2	R3 (速報値)	R4 (国試算)
216	220	199	190	189	200	219	210

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

2 相対取引価格（全国、全銘柄平均価格）（単位：円／玄米60kg）

H22産	H26産	H29産	H30産	R元産	R2産	R3産
12,711	11,967	15,595	15,688	15,716	14,392	13,288

出典：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1）相対取引価格は、当該年産出回りから翌年10月まで（令和2年産は9月まで）の平均、令和3年産は令和3年9月の価格

注2）平成22年産及び平成26年産は、相対取引価格が下落

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課、県産米戦略室

16 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

農業従事者の減少・高齢化が進行する中、農業・農村を支える人材として、新規就農者の確保・育成が重要となっています。

令和4年度農林水産関係予算概算要求で示された「新規就農者育成総合対策」における地方負担の導入について、今後の新規就農者の確保・育成に支障が生じることのないよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

「新規就農者育成総合対策」における地方負担の導入について、財政力の弱い地方公共団体では、新規就農者等に対する支援が十分に行き届かないことが懸念されることから、これまでの「農業人材力強化総合支援事業」と同様に、全額を国費により措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 新規就農者の確保・育成に向けて、これまで、国が、全額を負担して「農業人材力強化総合支援事業」により、就農前の研修を後押しするための資金及び就農直後の経営確立を支援する資金の交付や雇用就農への支援を行い、地方が、新規就農者の定着に向けた技術経営指導等の支援を行うことで、資金面・技術面の両面から支援を行ってきたところ。
- 本県では、毎年度、就農を希望する約300人が、「農業人材力強化総合支援事業（平成24年度～）」の「農業次世代人材投資事業（平成24年度～）」を活用。
- 県としても、新規就農者の発展段階に応じた体系的な研修や、農業改良普及センターによる営農計画作成支援及び技術・経営指導に加え、農業機械・施設の導入支援などを行い、新規就農者の確保・定着に向けた取組を行ってきたところ。
- また、同事業の「農の雇用事業（平成24年度～）」についても、毎年度、農業法人等の約60経営体が、新規就農者を雇用し、技術等を習得させるための研修を実施。

《農業次世代人材投資事業の実績》

（単位：人、百万円）

区分	H28	H29	H30	R1	R2*
準備型	25	26	15	10	11
経営開始型	356	344	288	251	212
合計	381	370	303	261	223
交付実績	513	488	385	325	301

※ R2は、「就職氷河期世代の新規就農促進事業」（新規就農支援緊急対策事業）を含む。

《農の雇用事業の実績》

(単位：人、経営体、百万円)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
青年	95	91	83	74	82
経営体数	52	52	51	53	56
交付実績			61	60	57

- これまで 10 年間継続し、大きな効果を発揮してきた事業であるにも関わらず、令和 4 年度農林水産関係予算概算要求において、「農業次世代人材投資事業」等を見直した「新規就農者育成総合対策」では、国と地方の適切な役割分担など、事前に地方に対する協議や意見聴取もないままに、地方の事務負担と 1 / 2 の経費負担が唐突に盛り込まれている。
- 財政力の弱い地方公共団体では、新規就農者等に対する支援が十分に行き届かないことが懸念されることから、これまでと同様に、全額を国費により措置するよう要望するもの。

《現行事業との比較》

	農業人材力強化総合支援事業	新規就農者育成総合対策
研修への支援	農業次世代人材投資事業：準備型	—
	対象者：就農予定時に 49 歳以下 交付額：最大 150 万円/年(最長 2 年間) 財 源：全額国費	対象者：就農予定時に 49 歳以下 交付額：最大 13 万円/月(最長 2 年間) 財 源：国と地方
経営開始への支援	農業次世代人材投資事業：経営開始型	—
	対象者：独立・自営就農時に 49 歳以下 交付額：(R3 年度採択者) 経営開始 1～3 年目 150 万円/年 4～5 年目 120 万円/年 財 源：全額国費	対象者：経営開始時に 49 歳以下 支援額：最大 1,000 万円(日本政策金融公庫から無利子で融資、償還金を国と地方が支援) 財 源：国と地方
雇用就農への支援	農の雇用事業	—
	対 象：49 歳以下の新規就農者を新たに雇用する農業法人等 助成額：研修生 1 人当たり最大 120 万円/年 財 源：全額国費	対 象：49 歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等 助成額：1 年目：10 万円/月～5 年目：4 万円/月(最長 5 年間) 財 源：国と地方

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課

17 農業農村整備事業関係予算の確保等

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するとともに、生産コストの低減など米価下落に対応していくため、農業生産基盤を強化する必要があります。

また、令和4年度農林水産関係予算概算要求で、「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費については、今後の予算編成過程で検討とされたことから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 農業農村整備事業関係予算の確保等

農業農村整備事業関係予算について、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算を十分に確保するよう要望します。

特に、「総合的なT P P等関連政策大綱」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく予算を昨年同様に十分に確保するとともに、引き続き、地方財政措置を充実するよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では、事業の実施期間が延伸している状況。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応えていくためには、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

特に、今後の予算編成過程で検討とされている「総合的なT P P等関連政策大綱」を踏まえた予算の十分な確保が必要。

〈 東北における本県の水田整備等の状況（H30年度） 〉

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	東北平均	出典
水田整備率(%)	52.8	66.9	69.0	68.8	77.3	72.9	67.9	農林水産省データ

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

	A H28～30年度 (年平均)	B R1～R3年度 (年平均)	B/A
地区数	17地区(6地区)	29地区(10地区)	1.7倍

《事業の実施期間の延伸状況》

	標準工期(計画)	事業期間(実績) [※]	B/A
	A	B	
年数	6年	9年	1.5倍

※ 過去5か年(H28～R2)に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

- 本県の防災重点農業用ため池は、868か所となっており、計画的にハザードマップ作成などのソフト対策や耐震・豪雨のハード対策を計画的に進めていくためには、令和2年度に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、予算の安定的かつ十分な確保が必要。
- なお、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」は、事業規模が概ね15兆円程度とされており、初年度となる令和3年度は、令和2年度補正予算第3号により約4.2兆円が措置。

単純計算で、残り4年間は2.7兆円/年となり、令和4年度は、対前年比▲36%となる可能性。

《岩手県の防災重点農業用ため池の防災・減災対策の状況》

(単位：か所)

項目	全体	R2まで	R3	R4以降
ハザードマップの作成	868	278	60	530
地震耐性評価	856 ^{※1}	84	30	742
耐震・豪雨対策等工事着手	856 ^{※1}	12	2	842の内数 ^{※2}

※1 「全体」の856は、廃止予定で対策が不要なため池を除いた数

※2 「R4以降」の842は、今後の地震耐性評価の結果を踏まえ決定することから内数で表記

- 地方財政措置については、補正予算及び「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」、防災重点農業用ため池等について、これまで地方公共団体の財政負担が軽減される手厚い措置が講じられており、引き続き、充実した措置が必要。
- また、令和3年4月に制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法も踏まえ、中山間地域における事業推進に向け、当初予算に適用が可能な過疎債を補正予算にも適用できよう地方財政措置の充実が必要。

《令和3年度における地方財政措置》

【TPP補正予算及び5か年加速化対策】(充当率100%、措置率50%)

防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置

地方公共団体負担分の100%を起債充当	
	交付税措置 (50%)

【通常の予算】

① 防災重点農業用ため池(充当率90%、措置率45%)

公共事業等債により措置

地方公共団体負担分の90%を起債充当	
一般財源	交付税措置 (45%)

※ 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」により整備するため池に限る。

※ 令和7年度までの5か年間の措置であり、その後については、ため池工事特措法の施行の状況を勘案して、再検討する。

- ② ①以外（充当率90%、措置率20%）
公共事業等債により措置

一般 財源	地方公共団体負担分の90%を起債充当	
		交付税措置 (20%)

- ③ 過疎地域（充当率100%、措置率70%）
過疎債により措置

地方公共団体負担分の100%を起債充当	
	交付税措置 (70%)

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

18 新型コロナウイルス感染症対策に係る 中小企業者等への支援

中小企業者、特に観光関連産業、飲食関連産業及びサービス業の事業者等は、感染症対策と社会経済活動の両立を図ることに伴い、収入の減少が恒常化し、事業の縮小や廃業等による地域経済の停滞が懸念されています。

こうした中であって、事業の継続や雇用の維持に必要な経済対策の継続的な実施とあわせ、ポストコロナも見据えたAI等の最先端技術の活用による事業者の生産性や付加価値の向上を支援する施策等の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進

(1) Go To Eat 事業の拡充及び期間の延長

Go To Eat 事業について、飲食店の売上回復には、なお相当の時間を要すると見込まれることから、事業費を増額して食事券の販売期限及び利用期限の更なる延長を行うとともに、延長に伴い必要となる事務費等についても十分な財政措置を行うよう要望します。

(2) 地域観光事業支援の継続・拡充及び十分な予算措置

地域観光事業支援について、利用期間や予約・販売期限を延長するとともに、支援が途切れることがないように予算の増額や追加配分について要望します。さらに、感染状況が落ち着いている地域では各自治体の判断で近隣圏域を対象可能とするなど、柔軟かつ弾力的な運用とするよう要望します。

(3) Go To トラベル事業の再開

Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際は、都道府県と十分な情報共有を行うよう要望します。

(4) Go To 商店街事業の再実施及び拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業が実施出来なかった商店街について、事業期間の延長を行うとともに、ウィズコロナ・ポストコロナにおける社会経済活動の活性化に向けて、再度の募集を行うなど事業の拡充を要望します。

2 伴走支援型特別保証制度による融資における融資限度額の引上げ等

中小企業者の負担をさらに軽減し、事業活動の回復を支援するため、信用保証付き融資における融資限度額（現在4千万円）の引上げ、保証料補給の増額、利子補給の実施を要望します。

また、信用保証制度の危機関連保証やセーフティネット保証の適用期間を延長するとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じるよう要望します。

さらに、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう対象を拡充するよう要望します。

3 事業者等の事業継続に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化は、原材料や資材の高騰の要因にもなっており、今後の感染状況により、事業者の経営状況が更に悪化するおそれもあることから、月次支援金における取引要件の撤廃と売上要件の緩和、持続化給付金や家賃支援給付金の複数回の給付など、事業者支援の拡充について要望します。

加えて、新型コロナウイルス感染症収束後においても、地域経済の回復には時間を要するため、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の繰越など地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

また、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化及び電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望します。

4 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収となっている事業者は、これまでの実質無利子融資や持続化給付金等による支援だけでは経営が安定しないことから、これら事業者の負担を軽減し、事業活動の回復を支援するため、新型コロナ対策資本金劣後ローンの返済期間の延長や金利の引き下げを要望します。

5 中小企業者の事業再生に係る支援機関の新設

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、コロナ前からの債務に加え、コロナ後に借入れした新たな債務により過剰債務となる事業者が増加しており、これらの事業者が新しい生活様式への対応を図り事業を継続していくためには、過剰債務の解消が大きな課題となることから、東日本大震災津波の際に、国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同様の支援機関を設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築するよう要望します。

6 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、事業者は、「新しい生活様式」に即したビジネスモデルの転換、生産性向上などの取組が必要であることから、以下のとおり要望します。

- (1) 「小規模事業者持続化補助金」や「IT導入補助金」によるEコマースへの対応や感染症対策、販路拡大への重点的な支援について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充すること。
- (2) 製造業等における生産性や付加価値の向上のため、IoT、AI、ロボット等の導入を支援する「ものづくり・商業・サービス補助金」について、制度を継続するとともに、大型投資に対する補助率・補助上限の引上げや、希望する企業が必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じること。
- (3) ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援する「事業再構築補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充すること。
- (4) DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、産業支援機関や試験研究機関等が行うデジタル先端技術の研究開発・実証に対する財政支援、高等教育機関と連携した専門人材の育成や中小企業への専門家派遣に対する支援を講じること。

7 事業者の事業承継・事業引継ぎ、起業・創業に対する支援の拡充

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、売上減少等の理由で事業の継続をあきらめる事業者の増加が懸念されることから、廃業ではなく事業承継や事業再編・統合など、貴重な経営資源の有効活用に資する取組が容易に選択できるよう、「事業承継・引継ぎ補助金」について、応募機会の十分な確保や補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充するよう要望します。

また、新しい生活様式などの経営環境の変化に対応した起業希望者が増加していることから、地域経済の活性化に向けて、起業・創業希望者に対する補助事業の創設など、支援施策を拡充するよう要望します。

加えて、都道府県が行う広域的な支援体制の構築や取組に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

8 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続及び弾力的運用

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業実施について、既に交付決定した事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材や人員の不足等から補助事業の実施に遅れが生じている者が多数見られることから、複数年度にわたって事業実施するために必要な予算措置を講じるよう要望します。

9 産業支援機関の体制強化

商工指導団体は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する事業再生計画策定や経営改善までのハンズオン支援、事業承継・事業引継ぎに関する支援、その他各種相談への対応など、その果たす役割は今後さらに重要となることから、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充するよう要望します。

また、事業再生計画の策定支援を担う中小企業再生支援協議会の支援体制の強化を図るとともに、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する「よろず支援拠点」の専門スタッフを拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた需要喚起策の促進

(1) Go To Eat 事業の拡充及び期間の延長

県が実施した「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（9月）」によれば、飲食業（調査母数 84 件）の 99%が経営に影響があると回答しており、うち 41%以上の売上減と回答した飲食店が 52%に及ぶなど深刻な状況が続いており、継続した支援が必要となっている。

Q2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による御社の経営への影響はありますか。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①影響が継続している	83	43	56	84	25	44	32	26	32	425
②影響はあったが収束した	0	1	5	2	1	6	4	1	1	21
③今後、影響が出る可能性がある	0	0	9	4	4	5	18	1	8	49
④分からない	1	0	3	2	2	3	2	1	5	19
⑤影響はない	0	0	2	2	1	6	7	1	6	25
合計	84	44	75	94	33	64	63	30	52	539

Q3 Q2で①を選択された方にお聞きます。9月において、前々年9月比で御社の売上の変化を教えてください。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①0～20%減	13	7	25	34	12	26	18	5	17	157
②21～40%減	27	6	14	26	6	8	6	13	10	116
③41～60%減	25	17	6	15	3	5	4	4	0	79
④61～80%減	15	10	5	3	2	2	1	2	0	40
⑤81～100%減	3	3	5	3	0	0	0	2	1	17
⑥前々年同月比増	0	0	1	3	2	3	3	0	0	12
合計	83	43	56	84	25	44	32	26	28	421

(2) 地域観光事業支援の継続・拡充及び十分な予算措置

- 本県では、令和3年4月16日から8月22日までの期間で地域観光事業支援を活用して、県民を対象とした県内宿泊施設への宿泊と県内への日帰り旅行を対象に旅行代金割引と土産物店等で使用できる買い物クーポン券を発行する「いわて旅応援プロジェクト推進事業」を実施していたが、8月12日の岩手緊急事態宣言を受け、8月15日で事業を終了。
- 岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合などからの早期再開の要望や9月16日の岩手緊急事態宣言解除により第1弾の残額を活用して10月1日から第2弾の宿泊割引等の事業を開始。
- 第2弾は事業費が限られていることから、参画事業者割引枠をあらかじめ配分したが、教育旅行等でも活用されており、予約が終了した事業者が続出したことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当し、事業を継続している状況。
- 十分な旅行需要喚起を図るため、感染状況に応じ、近隣圏域での旅行も対象とするよう市町村や関係団体から県に対し要望されている。
- 年末まで事業を継続し、需要喚起を継続していかなければ事業者が経営を持ち直すことが難しくなると想定される。
- 県民を対象とした宿泊割引等を行う「いわて旅応援プロジェクト」を実施しているが、県民限定での需要喚起策だけでは厳しい経営状況が続いている。
- 県が実施した「新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（9月）」によると、宿泊業（調査母数44件）の98%が経営に影響があると回答し、うち売上減が41%以上と回答した事業者が70%に及ぶなど深刻な状況が続いており、継続した支援が必要である。

【業種別】

Q2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による御社の経営への影響はありますか。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①影響が継続している	83	43	56	84	25	44	32	26	32	425
②影響はあったが収束した	0	1	5	2	1	6	4	1	1	21
③今後、影響が出る可能性がある	0	0	9	4	4	5	18	1	8	49
④分からない	1	0	3	2	2	3	2	1	5	19
⑤影響はない	0	0	2	2	1	6	7	1	6	25
合計	84	44	75	94	33	64	63	30	52	539

【業種別】

Q3 Q2で①を選択された方にお聞きます。9月において、前々年9月比で御社の売上の変化を教えてください。

回答項目	飲食業	宿泊業	サービス業	小売業	卸売業	製造業	建設業	運輸業	その他	合計
①0～20%減	13	7	25	34	12	26	18	5	17	157
②21～40%減	27	6	14	26	6	8	6	13	10	116
③41～60%減	25	17	6	15	3	5	4	4	0	79
④61～80%減	15	10	5	3	2	2	1	2	0	40
⑤81～100%減	3	3	5	3	0	0	0	2	1	17
⑥前々年同月比増	0	0	1	3	2	3	3	0	0	12
合計	83	43	56	84	25	44	32	26	28	421

(3) Go To 商店街事業の再実施及び拡充

商店街等も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、地域経済が縮小しており、事業が一時停止となっている当該事業の再開及び拡充により、商店街等からの地域経済の活性化が期待されることから、継続的な支援が必要。

【岩手県の採択商店街数：10 者】

2 伴走支援型特別保証制度による融資における融資限度額の引上げ等

- 商工指導団体を通じた新型コロナウイルス感染症の影響に関する事業者へのアンケート調査（令和3年9月末時点）において、91.8%の事業者が「影響が継続している」「影響があった」又は「出る可能性がある」と回答。
- 「今後の国や県等への支援策の要望」については、「景気回復施策」に次いで、「資金繰り支援」を40.9%の事業者が希望しており、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、県内中小企業者の事業継続を下支えするため、資金繰り支援の継続が必要。

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響》

回答項目	回答数	構成割合
①影響が継続している	425	78.8%
②影響はあったが収束した	21	4.0%
③今後、影響が出る可能性がある	49	9.1%
④分からない	19	3.5%
⑤影響はない	25	4.6%
合計	539	100.0%

《前々年同月比の売上変化》※ 業種別では、宿泊業、飲食業及び運輸業の影響が大きい状況。

回答項目	3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	回答数	構成割合												
①0～20%減	173	41.8%	166	40.5%	177	41.8%	163	40.0%	156	38.5%	161	38.0%	157	37.3%
②21～40%減	121	29.2%	110	26.8%	123	29.1%	116	28.5%	114	28.1%	114	26.9%	116	27.6%
③41～60%減	70	16.9%	70	17.1%	63	14.9%	79	19.4%	78	19.3%	88	20.8%	79	18.8%
④61～80%減	24	5.8%	29	7.1%	32	7.6%	26	6.4%	26	6.4%	30	7.1%	40	9.5%
⑤81～100%減	12	2.9%	19	4.6%	18	4.3%	10	2.5%	19	4.7%	20	4.7%	17	4.0%
⑥前々年同月比増	14	3.4%	16	3.9%	10	2.4%	13	3.2%	12	3.0%	11	2.6%	12	2.9%
合計	414	100.0%	410	100.0%	423	100.0%	407	100.0%	405	100.0%	424	100.0%	421	100.0%

《今後の国や県等への支援策の要望》

回答項目	回答数	回答割合
①景気回復施策	413	76.5%
②資金繰り支援	221	40.9%
③雇用維持支援	196	36.3%
④テレワーク等ICT導入支援	36	6.7%
⑤業態転換(※1)・新分野進出への支援	42	7.8%
⑥感染症対策に要する経費(施設整備含む)への支援	142	26.3%
⑦キャッシュレス決済の導入支援	43	8.0%
⑧販路開拓支援	75	13.9%
⑨その他	14	2.6%
合計	1,182	

※1 ⑤の業態転換には、テイクアウト等営業形態の変更を含む。

※2 回答割合の分母は、回答事業者の総数(540)であるもの。

- 令和3年3月末で終了した信用保証付き実質無利子・無担保の融資について、市町村や関係団体等から取扱い再開等の要望が寄せられており、国の新しい保証制度（伴走支援型特別保証制度）を活用し対応するためには、融資限度額の引上げ、保証料補給の増額、利子補給の実施が必要。
- また、県独自の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資は、信用保証制度を前提としていることから、融資実施期間を延長するためには、信用保証制度の適用期間の延長が必要。
- 信用保証制度の認定において、創業後3か月未満の事業者に関する要件が示されていないが、当該事業者においても事業を継続していくためには、資金を円滑に調達できるよう支援が必要。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、かつ、事業者の経営状況等が、感染症発生以前の状況に戻るまでの間は、継続的な支援が必要。

3 事業者等の事業継続に対する財政支援

- 令和2年度中の国・県・市町村の支援策の活用状況については、「持続化給付金（52.1%）」が最も多く、次いで「感染症対策補助金（48.8%）」、「制度融資等の金融支援策（46.5%）」の順に多い。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（9月分）によれば、「国・県・市町村の支援策のうち、令和3年度に活用したものは、「地域企業経営支援金（県）（24.6%）」が最も多く、次いで「市町村の補助金・助成金（24.3%）」、「制度融資等の金融支援策（21.5%）」の順に多くなっている。

《新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査》

回答項目	R3.3月	R3.4月	R3.5月	R3.6月	R3.7月	R3.8月	R3.9月
①制度融資等の金融支援策	46.5%	27.6%	24.4%	26.9%	25.6%	23.5%	21.5%
②持続化給付金	52.1%	—	—	—	—	—	—
③雇用調整助成金	24.5%	22.6%	21.4%	20.3%	20.3%	19.9%	20.2%
④家賃補助	16.1%	—	—	—	—	—	—
⑤感染症対策補助金	48.8%	—	—	—	—	—	—
⑥一時支援金(国)	—	15.2%	16.9%	15.4%	—	—	—
⑦月次支援金(国)	—	—	—	4.8%	7.6%	7.3%	7.4%
⑧地域企業経営支援金(県) (1店舗あたり上限40万円)	—	22.7%	25.5%	27.8%	—	—	—
⑨地域企業経営支援金(県) (1店舗あたり上限(30万円 ⇒40万円))	—	—	—	—	17.7%	21.7%	24.6%
⑩市町村の補助金・助成金	—	30.0%	29.4%	21.8%	23.4%	23.5%	24.3%
⑪いわて飲食店安心認証制度 (認証取得事業者支援金)	—	—	—	—	9.0%	15.1%	18.1%
⑫その他	7.0%	2.3%	2.5%	0.5%	0.7%	0.7%	1.9%

※ 調査時点で、継続している支援策を回答項目として設定しているもの。

《持続化給付金について》

売上が前年同月比50%以上減少している中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給（上限：法人200万円、個人事業者100万円）するものであり、複数回の受給ができないこととされている。

《家賃支援給付金について》

連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少するなどの影響が出ている中小企業者等が支払う家賃の一部を負担する給付金を支給（給付率：2/3 上限：法人50万円/月、個人事業者25万円/月、6か月分を支給）するものであり、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給することとされ、複数回の受給ができないこととされている。

- 新型コロナウイルス感染症収束後においても、地域経済の回復には時間を要するため、地域の実情や雇用情勢を踏まえた支援策を継続的に実施する必要があるが、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の繰越は認められていない。
- 国の支援策については、支給要件の緩和や複数回の給付のほか、情報発信の強化、受付体制の充実、審査の簡素化などについて、市町村や関係団体から要望が寄せられている。

4 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

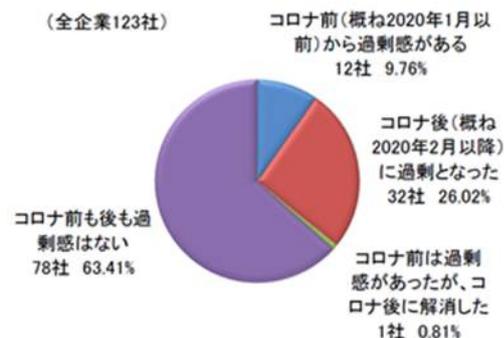
- 資本金劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響により借入金が増えた事業者の財務体質を強化し、さらなる融資の呼び水となる効果が期待されるもので、市町村や関係団体から、積極的な運用を行うよう要望が寄せられている。
- 岩手県としても、支援を必要とする事業者に活用されるよう、金融機関と連携した制度の目的や内容の周知、商工指導団体を通じた事業計画の策定支援を行っていく。

5 中小企業者の事業再生に係る支援機関の新設

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による売上減少や資金繰り悪化に伴い、県内の中小企業者の多くが新たな借入を行っており、東京商工リサーチ盛岡支店のアンケート調査（令和3年9月3日公表）によれば、債務の状況について、過剰感があると回答した事業者の割合は35.8%に達するなど、債務の過剰感が高まってきている。

Q10. 貴社の債務（負債）の状況は、次のうちどれですか？（一つ選択ください）

県内企業の2割超がコロナ後「過剰債務」
負債比率や有利子負債構成比率など財務数値に限定せず、債務の過剰感を聞き、123社から回答を得た。
「コロナ前から過剰感」は9.8%（123社中12社）、「コロナ後に過剰となった」は26.0%（32社）で合計35.8%が「過剰債務」と回答した。
コロナ禍で過剰債務に転じた県内企業が2割超となり、コロナ収束後の業績回復動向には注視が必要となっている。



- これまでの各種支援策による下支えの効果で、企業倒産や廃業は低水準で推移しているが、地域経済がコロナ以前の水準に回復するまでにはなお時間を要することから、中小企業者の資金繰り支援の継続とともに、過剰債務の解消を支援していく必要がある。
- 現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構において、債権買取りや出資等の手法を用いて事業再生を目指す中小企業再生支援ファンドによる支援も行われているが、より効果的な支援を行うためには、東日本大震災津波の際に、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援するために国が設立した東日本大震災事業者再生支援機構と同等の支援機関を新たに設立し、支援を必要とする事業者の掘り起こしを含めた「プッシュ型の支援体制」を構築する必要がある。

6 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

(1) Eコマースの導入やオンライン商談を行う環境構築（IT導入補助金の制度拡充等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により物産展の中止やアンテナショップの休業等により県産品の売上が大幅に減少しており、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。
- 新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースやオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。

○ 「小規模事業者持続化補助金」について

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:50万円、補助率:2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:100万円、補助率:3/4

○ 「IT導入補助金」について

ITツール導入による業務効率化等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルの転換に向けた取組を支援するため「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:30～450万円、補助率:1/2

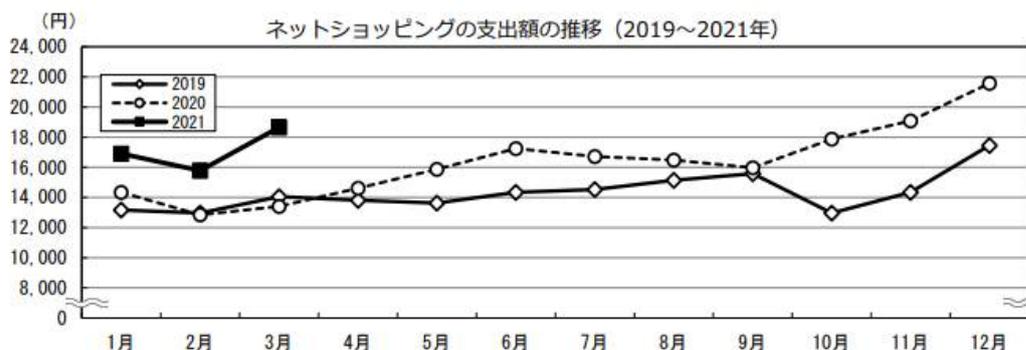
【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:30～450万円、補助率2/3

《コロナの影響によるオンラインショップの売上状況》

－2021年（令和3年）3月分結果－

○ 支出額（円）

	2021年 3月	2020年 3月	名目増減率 (%)
ネットショッピングの支出額	18,651	13,412	39.1
ネットショッピング利用1世帯当たりの支出額	35,551	30,611	16.1



総務省「家計消費状況調査（令和3年3月分）」

《オンラインショップの構築にかかる経費》

「通販通信」と（株）エルテックスが実施した共同調査「通販関連事業者の通販ビジネス&ソリューションへの意識・課題調査」によると、年商規模が1億円以上のEC・通販事業者がECを開始した初年度にかけた投資総額（システム構築・運用固定費・広告費・コンサル費などを含む）は、1,000万円以上が9割に上る。

（2）「ものづくり・商業・サービス補助金」制度の継続、拡充

- 岩手県では、北上川流域地域において、自動車・半導体関連産業を中心とした急速な産業集積による雇用と生産の拡大が進むとともに、世界最先端の製品が最新の技術で生産されており、県内中小企業が、コロナ禍による影響を乗り越え、取引拡大、業容拡大を行うためには、相応額の投資が必要である。
- 令和3年1月に実施した「県内ものづくり企業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査」では、回答企業中、売上・受注等で「悪化している」「依然厳しい」と回答した企業は36.8%、「部品調達など生産管理面での影響」があると回答した企業が27.9%であり、依然として厳しい状況にある。
- 一方、今後望まれる支援策としては、「設備導入」と回答した企業は15.0%と「各種支援制度の情報提供」「人材確保」等とあわせて上位にあり、コロナ禍の影響を受けている中においても、前向きな回答が多くなっている。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響等に関する企業アンケート結果（1月調査：抜粋）

	悪化している・ 依然厳しい	持ち直しつつある	コロナ前より改善	影響なし・ その他
売上・受注等の影響	36.8%	28.7%	6.9%	27.6%
部品調達等の影響	27.9%	15.1%	1.2%	55.8%

	設備導入	人材確保	人材育成	各種支援制度 の情報提供	取引拡大	その他・ 特になし
今後望まれる支援策	15.0%	14.2%	13.8%	15.0%	13.0%	29.1%

※ 調査対象企業数 526 社（うち 2/1 時点回答企業数 88 社）

- 岩手県では、「ものづくり・商業・サービス補助金」は、中小企業を中心に技術開発や生産性の向上に活用されるなど、コロナ禍収束後の将来を見据えた企業競争力の強化を進めるための設備投資等を行う際のインセンティブとして有効な制度となっており、本県中小企業者等のニーズは高く、商工団体や企業からは事業の継続と予算の拡充、補助上限の引き上げなどについて要望があることから、同制度の継続と十分な財政措置等が期待される。

○ 「ものづくり・商業・サービス補助金」

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「低感染リスク型ビジネス枠」を設置。

【通常枠】（一般型） 補助上限:1,000万円 補助率:中小1/2、小規模2/3

（グローバル展開型） 補助上限:3,000万円 補助率:中小1/2、小規模2/3

【低感染リスク型ビジネス枠】 補助上限:1,000万円 補助率:2/3

(3) 「事業再構築補助金」の継続

○ 「事業再構築補助金」

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援。

【中小企業（通常枠）】 補助金額:100万円～従業員数に応じて8,000万円

補助率:2/3（6,000万超えは1/2）

【中小企業（卒業枠）】 補助金額:6,000万円～1億円 補助率:2/3

【中堅企業（通常枠）】 補助金額:100万円～従業員数に応じて8,000万円

補助率:1/2（4,000万円超は1/3）

【中堅企業（グローバルV字回復枠）】 補助金額:8,000万円～1億円 補助率:1/2

【緊急事態宣言特別枠】 補助金額 従業員数5人以下:100万円～500万円

従業員数6～20人:100万円～1,000万円

従業員数21人以上:100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4

中堅企業2/3

【最低賃金枠】 補助金額 従業員数5人以下:100万円～500万円

従業員数6～20人:100万円～1,000万円

従業員数21人以上:100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4

中堅企業2/3

【大規模賃金引上枠】 補助金額 従業員数101人以上:8,000万円～1億円

補助率 中小企業2/3（6,000万超えは1/2）

中堅企業1/2（4,000万超えは1/3）

(4) デジタル先端技術の研究開発や実証、専門人材の育成等への支援

- 岩手県では、産業支援機関や研究機関等と連携しながら、デジタルトランスフォーメーションを推進するため、第4次産業革命技術の導入・活用を支援している。

実施項目	取組内容	実施機関
高度技術研修	設計技術・製造技術・評価技術に関する情報提供と人材育成を目的として、毎月テーマを変えて研修を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・振動・音響計測セミナー ・熱分析セミナー ・溶接・接合技術セミナー 等 	岩手県工業技術センター 北上オフィスプラザ 岩手県県南技術研究センター
新事業創出・企業連携構築支援	製品開発や新事業創出、企業連携を促進し、設計開発人材の雇用につなげるため、各種セミナーや勉強会の開催、専門家派遣等を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業連携構築支援セミナー ・専門人材による助言・指導 	いわて産業振興センター 釜石・大槌地域産業育成センター
スマートものづくりワンストップ支援	I o T、A I 等を活用し、生産性向上を進める際に生じる課題解決をワンストップ体制で支援 <ul style="list-style-type: none"> ・IoT 導入促進セミナーの開催 ・スマートものづくりアドバイザー等による助言・指導 等 	いわて産業振興センター 北上オフィスプラザ
求職者向け3Dものづくり研修	求職者に対し、ものづくり企業ニーズに即した3D-CADなどの研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・3次元CAM基礎講習 ・3次元CAD活用講習 等 	北上オフィスプラザ
A I 人材育成・社会実証支援	「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化の実践や環境整備を促進するため、産学官連携により基盤技術であるAI分野の人材育成や社会実装を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・A I 技術の社会実証推進セミナー ・A I 人材育成講座 	岩手県 一関工業高等専門学校

- 上記事業は、主に「地方創生推進交付金」の採択を受けて実施しているところであり、事業承認期間満了後においても、継続した支援が必要である。

- また、デジタル先端技術に知見を有する専門家や実践者が県内では少数であることから、首都圏等の専門家の支援や高度技術を有する県外企業との連携が必要である。

7 事業者の事業承継・事業引継ぎ、起業・創業に対する支援の拡充

- 岩手県の社長の平均年齢は全国でも上位（帝国データバンク：62.0歳（2位）、東京商工リサーチ：63.90歳（4位））であり、今後、年齢を理由に引退する経営者の増加が予想される。
- 東京商工リサーチ盛岡支店が県内企業を対象に行っている調査では、新型コロナの収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性がある企業の割合が、7.03%（令和3年8月）となっており、状況次第ではさらに増加することが懸念されることから、地域経済の活力低下を防ぐため、経営資源の引継ぎを促進・実現するための支援が必要となっている。
- 令和3年度当初予算で措置された、事業承継やM&Aを契機とした経営革新や専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「事業承継・引継ぎ補助金」について、継続・拡充が必要と考えられる。

対 象 者	事業承継やM&A（事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。）を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎを行おうとする中小企業者等
補助対象経費	【経営革新】設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等 【専門家活用】M&A支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスに係る専門家費用 等
補 助 率	1/2以内
補 助 上 限 額	【経営革新】250～500万円以内（廃業を伴う場合の上乗せ額：200万円以内） 【専門家活用】250万円以内（廃業を伴う場合の上乗せ額：200万円以内）
募 集 期 間	令和3年9月30日～10月26日

- 新型コロナウイルス感染症の長期化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が増加している。（令和元年度：504回、令和2年度：513回）
東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和2年の岩手県内の新設法人数は504社（令和元年：541社）で前年を下回っている一方、コロナ禍で加速したリモートワーク需要に対応した情報通信業、ネット通販の活発化により市場が拡大した運輸業、激変した消費行動に商機を見出した飲食料品小売業等の新設数は、増加している。
- 岩手県内の開業率（雇用保険事業年報による算出）は、全国平均を下回る水準（令和元年度：2.9%、43位）となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。

- 「産業競争力強化法」に基づく、県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和3年6月25日現在で33市町村中27市町村が策定済み（81.8%）となっている。

起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も、一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。

- 岩手県では、産学金言の関係機関と連携して、令和2年9月に全県的な起業支援拠点「岩手イノベーションベース（IIB）」を開設し、起業経験者によるサポート、起業家同士のネットワーク化や、潜在的な起業希望者への普及啓発などに、市町村や商工指導団体とも連携して取り組んでいる。起業家が成長し全国展開していくことは、最終的に国全体の経済発展にも寄与することから、県による市町村の起業支援を補完するこのような取組についても、国による支援が必要である。

≪「岩手イノベーションベース（IIB）」の主な事業≫

項目	対象者	内容
フォーラム	成長を目指す起業家	起業家同士が仕事のことや、身の回りで起きた様々な課題やトピックを発表し合い、体験を共有することにより、経営活動への気付きや学び、成長などにつなげていく活動
月例会 (ラーニング)	起業家、起業希望者、 一般、支援機関	毎月、EO所属の先輩起業家等を招き、講演やパネルディスカッションを行う。起業の動機や努力したこと、得られたこと等を共有し、参加者同士の交流と成長を促す
各種研修会	起業家、起業希望者、 一般	経営・ビジネススキルやICTスキルに関する研修を実施
起業相談	起業家、起業希望者、 一般	起業に向けた準備や経営基礎の習得、支援制度等に関する各種相談に対応（随時受付）

8 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続及び弾力的運用

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》

年度	グループ・事業者数	交付決定額
H23	30グループ 295者	437億円
H24	65グループ 864者	316億円
H25	16グループ 85者	29億円
H26	10グループ 25者	8億円
H27	17グループ 67者	25億円
H28	23グループ 100者	33億円
H29	17グループ 51者	15億円
H30	13グループ 38者	27億円
R1	11グループ 23者	13億円
R2	11グループ 22者	15億円
R3	1グループ 1者	0億円
合計	214グループ 1,571者	918億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況》

区分	件数	金額
明許繰越	27件	25億円
事故繰越	3件	2億円
再交付	19件	8億円
合計	49件	35億円

※1) 令和3年9月末現在

※2) 金額は県予算ベース

※3) R3の交付決定額は2千万円

- グループ補助金の交付決定を受け、これから工事を進めようとしている事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外の業者と打ち合わせが出来ないことから工期の見直しが必要になるなど、補助事業に影響が生じている事業者が9者あり、再交付を行っている。
- 令和3年度には、商業者を中心に3事業者の交付申請が見込まれている。
- 震災の被害が甚大で、土地区画整理事業等が令和3年度に完了した地域においては、建物の着工が令和4年度以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられている。

9 産業支援機関の体制強化

- 毎月、県内の約500者に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査を実施しており、9月末時点の調査において、「影響が継続している」が79%、「影響はあったが収束した」が4%、「今後、影響が出る可能性がある」が9%であり、92%の事業者が、影響が出ている又は出る可能性があるとは回答している。

- 商工指導団体への事業者からの相談件数は高水準で推移しており、令和2年度は累計で41,309件となったほか、令和3年度は4月から8月実績で16,108件となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からの相談が増加していることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、県内の商工指導団体に相談対応のスタッフの配置や専門家派遣を実施している。
- 令和3年度以降も事業者からの経営相談が継続するものと見込まれるが、従前より、県の商工指導団体への補助が交付税を上回る状況となっているところに加え、来年度は県税の落ち込みにより県財政が厳しくなることが予想されており、今後、複数年度にわたり相談対応のスタッフの配置や専門家派遣が出来るよう、国の支援が必要である。
- さらに、資本金劣後ローンの利用促進を図るため、事業再生計画の策定支援を担う中小企業再生支援協議会の支援体制の強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえ、中小企業者の売上拡大や経営改善等の経営課題に対して一元的に相談に対応する窓口拠点（よろず支援拠点）の専門スタッフを拡充する必要がある。

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室、経営支援課、産業経済交流課、ものづくり自動車産業振興室

19 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

また、令和3年4月に、「東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたところですが、この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られていない中での決定であることから、国が責任をもって関係団体や自治体等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

2 多核種除去設備等処理水の処分に関する丁寧な説明と慎重な対応

令和3年4月に、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水について2年後を目途に海洋放出とする基本方針が決定されたところです。

この基本方針の決定については、国内外の理解が十分に得られていない中での決定であり、安全性や新たな風評が生じることを懸念する意見が数多く示されていることから、本県においても、国が責任をもって水産業を始めとする関係団体や関係市町村等に対する丁寧な説明と真摯な対話を継続し、慎重な対応を行うよう要望します。

3 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

- 県及び市町村は、東京電力に対し、十三次にわたり総額 150 億 3,300 万円の損害賠償請求を行い、支払合意額は 127 億 8,400 万円（85.6%）となっているところ（令和 3 年 8 月末現在）。
- 国の中間指針は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

《具体例》

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本的に賠償対象外（住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持込食材検査費用等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律に賠償対象外として整理）
 - ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定
- 平成 26 年 1 月、東京電力との直接交渉のみではこれ以上の交渉の進展が期待できないと判断。県と市町村等が協調して原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）へ和解仲介の申立てを実施。
 - ADR センターの提示した和解案に基づき、平成 27 年 1 月に県と東京電力の和解が成立したが、東京電力は和解成立後に請求した費用についても一部の賠償を拒否したことから、平成 28 年 3 月以降、県と 34 の市町村・一部事務組合などが 2 回目となる ADR センターへの和解仲介の申立てを実施（その後、3 団体が申立てを取下げ）。
 - 2 回目の和解仲介申立てでは、県の申立てについて平成 30 年 1 月に和解が成立。市町村等の申立てについては、30 団体で和解が成立。
 - 令和元年 7 月以降、県及び 23 市町村等が 3 回目となる ADR センターへの和解仲介を申し立て、令和 3 年 8 月末までに、10 団体の審理が打ち切りとなり、7 団体において和解が成立。
 - 県分については、令和 3 年 7 月に和解案骨子が提示されており、同年 11 月に ADR センターから和解案が示される見込み。

2 多核種除去設備等処理水の処分に係る丁寧な説明

- 令和3年4月13日(火)、関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水（以下「ALPS 処理水」という。）の処分に係る基本方針が、下記のとおり決定。
- 関係閣僚等会議（議長：内閣官房長官）の下にワーキンググループ（座長：経済産業副大臣）を新設し、5月から7月にかけて自治体や関係団体等からのヒアリング（福島、宮城、茨城など計6回）を実施。関係者から出された意見等を踏まえて、風評被害対策タスクフォース（復興庁）とともに課題を整理し、当面の対策をとりまとめ8月24日公表。令和3年内を目途に中長期的な取組の行動計画を策定予定。

多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針の概要

(1) 具体的な処分方法

2年後を目途に福島第一原発の敷地から処理水を放出する準備を進める。

ア 風評を最大限抑制する処分方法

- ① トリチウム 濃度：国の規制基準の1/40（WHO飲用水基準の約1/7）まで希釈

総量：事故前の管理目標値（年間22兆ベクレル）以内

- ② その他核種 規制基準を下回るまで2次処理し、更に大幅に希釈

イ 海洋モニタリングの徹底

放出前後の処理水のトリチウム濃度を監視するモニタリングを強化。地元自治体・水産業者等も参画。

(2) 風評影響への対応

ア 国民・国際社会への理解醸成

処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信（国際原子力機関（IAEA）等とも協力）

イ 生産・加工・流通・販売対策

漁業関係事業者への支援（設備導入等）、地元産品の販路開拓・販売促進、観光誘客促進等の支援 等

ウ 損害賠償

対策を講じて生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施

(3) 将来に向けた検討

関係閣僚会議による新たな会議を設置し、基本方針に定めた事項の実施状況をフォローアップし、必要な追加対策を機動的に実施

- 本県における ALPS 処理水の処分方針に関する説明は、経済産業省などから市町村長及び県漁連会長（非公式）に対し各 1 回行われたが、市町村等からは処分方針の検討過程や安全性などについて説明を求める意見や処分方針の撤回を求める要望等が出されている。

年 月	説明者等
R3. 6. 11 岩手県漁業協同組合連合会 (非公式)	・説明：内閣府廃炉・汚染対策現地事務所、資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室 ・対象：県漁連会長
R3. 7. 12 岩手県町村会「政調懇談会」	・説明：資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室（WEB 参加） ・対象：県内町村長 19 名（うち 17 名参加）
R3. 8. 11 岩手県市長会「市長会議」	・説明：資源エネルギー庁原子力発電所事故収束対応室（WEB 参加） ・対象：県内市長 14 名

3 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

- 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の中間指針に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況。また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を要すること等について、手続の簡素化が求められている。

《制限的な運用の例》

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成 25 年 4 月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打ち切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を要求

20 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、いずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑の安全対策について、今後も必要な予算を確保するとともに、技術的助言など全面的な支援を要望します。

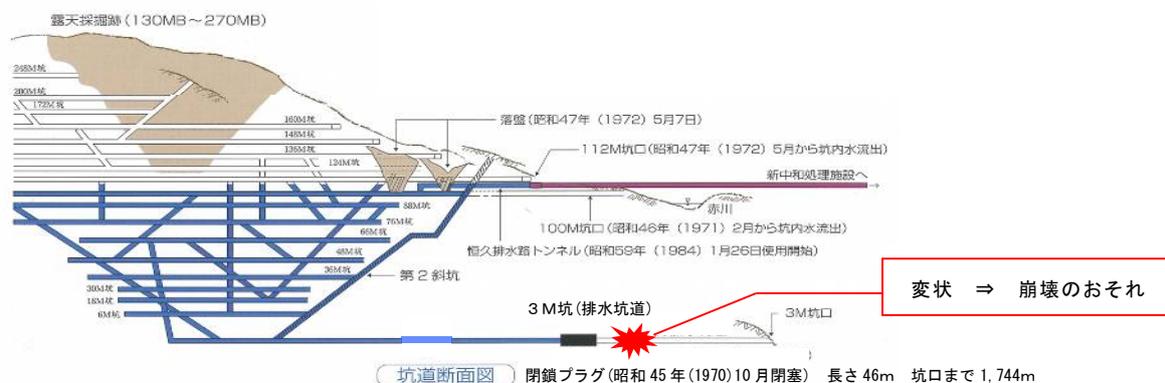
【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に行われるよう支援していく。」との回答にとどまっている。
- 国の令和3年度補助金予算は、前年度の28億4,200万円から30.0%減額の20億200万円となっており、本県においては、新中和処理施設の維持管理費は要求額どおり確保されている。なお、3メートル坑の工事は、前年度の繰越予算で対応することとしているところ。令和4年度以降は新たに予算を確保することが必要。

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防止する閉鎖プラグが設置されている旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要がある。
- 閉鎖プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和45年度に行政代執行で設置したもので、県は、閉鎖プラグと3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとるよう要望してきたが、平成21年度に「補助金等により支援していく」との回答があった。
- 一方、平成26年度に専門家から「直ちに崩壊が発生する危険な状況ではないが、できるだけ早期に対策へ着手する必要がある」との意見があり、30年以上にわたり新中和処理施設を稼働してきた実績・成果を踏まえ、その維持管理の一環として、県において3メートル坑対策を実施することとした。
- 平成30年度に実施した詳細設計の結果、概算工事費として22億9,000万円、全体工期として6年間が見込まれている。
- 本県においては、令和元年度から工事に着手しており、令和4年度以降においても継続的に予算を確保する必要がある。
- 本県にとって坑道内の埋戻しという前例のない工事となるため、国からの鉱害防止・安全管理に係る技術的な支援が不可欠である。



【県担当部局】環境生活部 環境保全課

21 新型コロナウイルス感染症対策に係る 公共交通事業者に対する財政支援

本県においては、路線バスや第三セクター鉄道等を運行する公共交通事業者が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等に伴い、利用者が大幅に減少し、経営に大きな影響が生じていることから、岩手県においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和3年度は、運行を支援するための交付金により、公共交通事業者が安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行ったところです。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、現在も継続しており、公共交通の輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、公共交通事業者に対し、一層の経営支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者が、今後も地域公共交通の持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、輸送需要の大幅な減少に直面している鉄道、路線バス、タクシー、航空の公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 三陸鉄道㈱の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	91,663	108,286	▲ 16,623	▲15.4%
定 期 外	164,998	356,183	▲191,185	▲53.7%
合 計	256,661	464,469	▲207,808	▲44.7%

イ 4～9月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3.4~R3.9)	R 2 (R2.4~R2.9)	R 1 (H31.4~R1.9)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	53,474	56,075	80,215	▲2,601	▲4.6%	▲26,739	▲33.3%
定期外	80,585	69,886	275,600	▲10,699	▲15.3%	▲195,015	▲70.7%
合 計	134,059	125,961	355,815	▲13,300	▲10.5%	▲221,754	▲62.3%

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	527,851	573,872	▲ 46,021	▲ 8.0%
定 期 外	355,628	627,955	▲272,327	▲43.4%
合 計	883,479	1,201,827	▲318,348	▲26.5%

イ 4～9月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3.4～R3.9)	R 2 (R2.4～R2.9)	R 1 (H31.4～R1.9)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	271,674	271,303	298,544	371	0.1%	▲ 26,870	▲ 9.0%
定期外	172,472	164,246	338,093	8,226	5.0%	▲ 165,621	▲ 49.0%
合 計	444,146	435,549	636,637	8,597	2.0%	▲ 192,491	▲ 30.2%

(3) 路線バス (県内の主要な路線バス事業者の3社) の運送収入の状況

(単位：千円)

ア 年度実績

	R 2	R 1	増 減	増減率
定 期	669,759	791,574	▲121,815	▲15.4%
定 期 外	2,833,498	4,847,912	▲2,014,414	▲41.6%
合 計	3,503,257	5,639,486	▲2,136,229	▲37.9%

イ 4～9月実績 (令和3年度含む)

	R 3 (R3.4～R3.9)	R 2 (R2.4～R2.9)	R 1 (H31.4～R1.9)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
定 期	389,535	378,491	428,058	11,044	2.9%	▲38,523	▲9.0%
定期外	1,334,634	1,290,431	2,474,058	44,203	3.4%	▲1,139,424	▲46.1%
合 計	1,724,169	1,668,922	2,902,116	55,247	3.3%	▲1,177,947	▲40.6%

(4) タクシー事業者 (協会加盟社 (個人タクシーを含む)) の旅客運賃収入の状況 (単位：千円)

ア 年度実績

R 2	R 1	増 減	増減率
5,893,882	8,875,564	▲2,981,682	▲33.6%

イ 4～9月実績 (令和3年度含む)

R 3 (R3.4～R3.9)	R 2 (R2.4～R2.9)	R 1 (H31.4～R1.9)	前年同期 増減	増減率	前々年同期 増減	増減率
2,802,623	2,809,303	4,603,113	▲6,680	▲0.2%	▲1,800,490	▲39.1%

(5) 航空事業者の状況

ア 国内定期利用者数

(単位：人)

令和2年度	令和元年度	前年同期増減	増減率
138,661	438,405	▲299,744	▲68.4%
令和3年4月～9月	平成31年4月～9月	前年同期増減	増減率
80,062	245,517	▲165,455	▲67.4%

イ 運航状況（令和3年10月15日現在）

<国内定期便の運航状況>

路線	運航状況	今後の見込み
札幌線	通常：3往復6便/日 1往復2便/日 10/8, 15, 20～23, 28 2往復4便/日 10/1～7, 9～14, 16～19, 24～27, 29～31 3往復6便/日 なし	12/1以降は未定
名古屋線	通常：4往復8便/日 2往復4便/日 10/1, 10/3～30 3往復6便/日 10/2 4往復8便/日 10/31	10/31以降は全便運航
大阪線	通常：4往復8便/日 2往復4便/日 10/1, 2, 4～7, 11～13, 15～18, 20, 22, 23, 26～31 3往復6便/日 10/3, 8～10, 14, 19, 21, 24, 25 4往復8便/日 なし	12/1以降は未定
神戸線	通常：1往復2便/日 運航日 10/3, 9, 21, 31 運休日 10/1, 2, 4～8, 10～20, 22～30	10/31以降は全便運航
福岡線	通常：1往復2便/日 全便運航	12/1以降は未定

<国際定期便の運航状況>

便名（航空会社）	運航状況	運休期間	備考
台北線（タイガーエア台湾）	週2往復4便（水・土）	R2. 3. 4～R3. 10. 30	10/31以降の運航は未定
上海線（中国東方航空）	週2往復4便（水・土）	R2. 2. 8～当面の間	運航再開時期は未定

(2) 県の公共交通事業者に対する支援（令和3年度）

公共交通事業者の安全かつ安定した運行の維持・確保のための交付金

- 三陸鉄道運行支援交付金 174,000千円（定額）
- IGRいわて銀河鉄道運行支援交付金 170,000千円（定額）
- バス事業者運行支援交付金 143,400千円（20万円/台 ただし高速バス40万円/台）
- タクシー事業者運行支援交付金 108,250千円（5万円/台）

(3) 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少している地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

22 公共事業予算の安定的・持続的な確保

人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化に資する社会資本の整備を推進するとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう要望します。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進

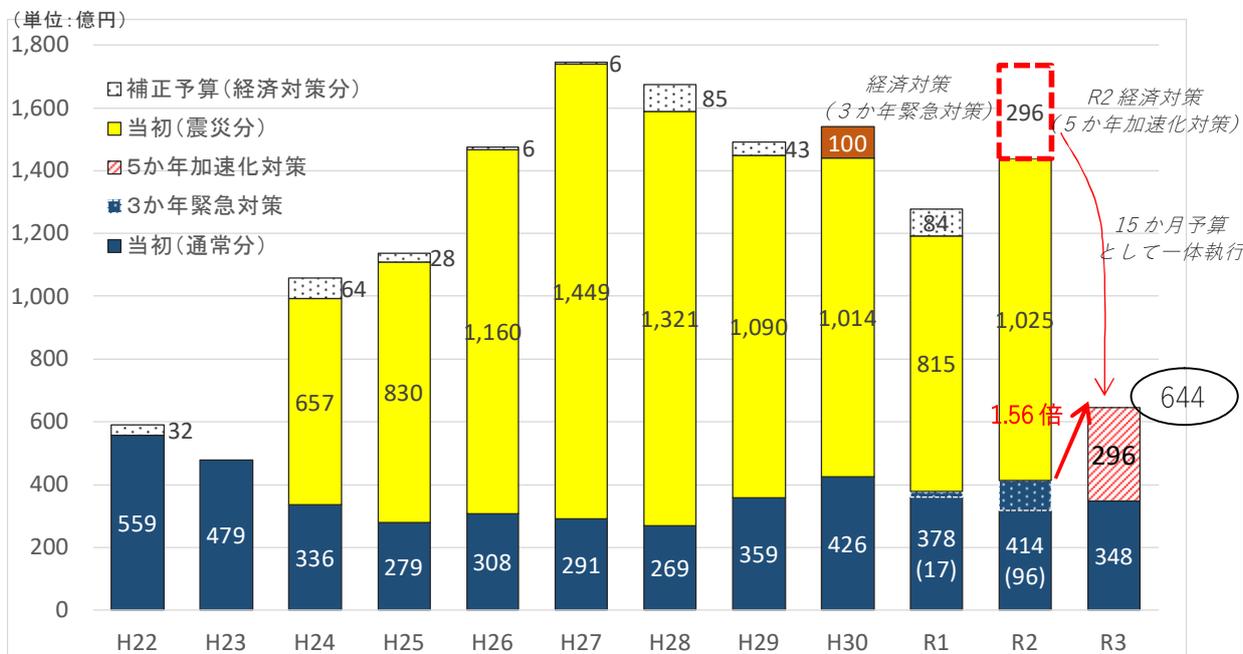
近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、その取組を計画的に推進するため、必要な予算を当初予算も活用しながら別枠で確保するよう要望します。

また、豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等に対する必要な予算を確保し、5か年加速化対策により着実に推進するよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県の公共事業費は、復興事業の完了に伴い急激に減少。
- 令和3年度当初予算については、5か年加速化対策の初年度分が令和2年度第3次補正予算により措置されたことにより、15か月予算では昨年度を大きく上回る規模。
- 防災・減災、国土強靱化の取組の推進や、社会資本の適切な維持管理には、5か年加速化対策の継続が必要。

《岩手県公共事業費の推移》



※ 補正予算は震災分と災害復旧を除く

出典：岩手県 公共事業費の推移

- 令和2年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、令和3年度から7年度までの5年間、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。
- 近年、国の公共事業関係費は6兆円程度で推移しており、令和元年度と令和2年度当初予算では、3か年緊急対策の措置として、0.8兆円程度が上積みされた。令和3年度は、5か年加速化対策の初年度であるが、初年度分は令和2年度第3次補正予算で措置された。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》

(国費：兆円)

H9 (ピーク)	H28	H29	H30	R1	R2	R3
9.8	6.0	6.0	6.0	6.9 (0.8)	6.9 (0.8)	6.1 [2.5]
	前年度比 1.00	1.00	1.00	1.16	1.00	0.88

※ () は、全体のうち「臨時・特別の措置」分

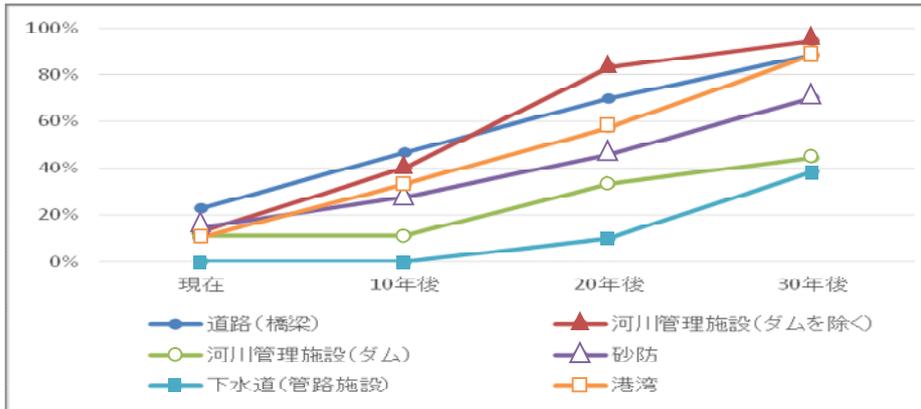
※ [] は、令和2年度第3次補正分

※ 3か年緊急対策初年度の平成30年度は、補正予算で約1兆円が措置された。

出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

- 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等にスピード感を持って取り組むための予算確保が必要。

《岩手県における主なインフラの建設後 50 年以上経過する割合の推移 (H27 推計) 》



出典：岩手県公共施設等総合管理計画

- 広大な県土を持つ本県においては、社会資本の更なる整備が必要であり、5か年加速化対策の着実な推進が必要。
- 本県は、全域が豪雪地帯（うち八幡平市の一部及び和賀郡西和賀町は特別豪雪地帯）に指定され、令和2年度は豪雪による雪崩の発生等により5路線で7回の全面通行止めが発生するなど、冬期間の県民生活に多大な影響が生じている状況。
- 3か年緊急対策では、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」として「大雪時の車両滞留危険箇所に関する緊急対策」が実施されたが、冬期間の安全で円滑な交通を確保するため、豪雪時に交通の妨げになる吹雪や雪崩への対策、堆雪幅の確保や消雪施設の整備等の雪対策について、5か年加速化対策による着実な推進が必要。

《令和2年度の豪雪による県管理道路の全面通行止め状況》

- ・ 一般国道107号(和賀郡西和賀町杉名畑地区ほか)：3回 延べ44時間
- ・ 一般県道江刺金ヶ崎線(奥州市江刺地区)：1回 4時間
- ・ 一般県道松川千厩線(一関市千厩地区)：1回 1時間
- ・ 一般県道衣川前沢線(奥州市衣川地区)：1回 104時間
- ・ 一般県道湯川温泉線(和賀郡西和賀町湯川地区)：1回 3時間

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

23 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和3年4月には、「2030年の温室効果ガス削減目標」を46%に大幅に引き上げることを表明し、地球温暖化対策をさらに進めていく方針が示されたところです。

本県においても、令和3年2月に「いわて気候非常事態宣言」を行い、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」の実現に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に、これまで以上に積極的に取り組む必要があることから、脱炭素社会の実現に向けて、必要な支援及び措置を講じるよう要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 省エネルギー対策に対する支援

- (1) 中小事業者の省エネルギー活動を促進するため、省エネルギー設備の導入補助や融資制度など、省エネルギー対策に対する支援の継続及び充実を図るよう要望します。
- (2) 電気自動車は、環境負荷低減のみならず、防災拠点などにおける非常用電源として活用可能であることから、その普及拡大に向けた充電インフラの整備に当たっては、整備が遅れている沿岸地域を中心に県内全域での整備を促進するため、支援の継続及び充実を図るよう要望します。

2 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- (1) 自立・分散型エネルギーシステムの構築や再生可能エネルギーの導入拡大に向け、再生可能エネルギー由来の水素利活用の推進や水素ステーションを含む水素関連製品の導入促進を図るため、地域の実情に即した技術面、財政面の支援措置を継続・拡充するよう要望します。
- (2) 非常時においてエネルギーの自立が可能となる施設の拡大を図るため、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」など、自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続及び充実を図るよう要望します。

- (3) 近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、事業終了後に太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを早期に構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう要望します。

3 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策の展開

- (1) 再生可能エネルギーの利活用を拡大するためには、出力制御を極力低減することが必要であり、国が主導して蓄電池導入などによる系統安定化対策を含む送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。
- (2) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向けては、今後、長期間を予定する基幹系統増強工事の工期短縮を図り、早期連系に向けた取組が確実に実施されるよう、国の主体的な指導を要望します。
- (3) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、電力系統への接続費用が他地域を大きく上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。

【現状と課題】

1 省エネルギー対策に対する支援

本県の2018年度の温室効果ガス排出量は、基準年(1990年)と比べて0.5%の増加となっており、排出量の抑制が進んでいない。

今年3月に策定した第2次岩手県地球温暖化対策実行計画では、「2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すこととし、2030年度の温室効果ガス排出削減割合を2013年度比で41%とする目標を設定した。

本県の二酸化炭素排出量の51.7%を事業系施設が占めており、近年は高止まりの横ばい傾向となっている。

■CO2 排出量部門別割合(全国比較) [2018年度] (単位：%)

	事業系施設		民生家庭	運輸	エネルギー転換	工業プロセス	廃棄物	
	産業	民生業務						
岩手県	41.7	10.0	51.7	14.1	18.0	0.7	12.9	2.7
全国	34.9	17.5	52.4	14.5	18.4	7.8	4.0	2.7

(1) 中小事業者の省エネルギー活動の促進

- 二酸化炭素排出量の割合が高い事業者への対策として、県では、中小事業者等を対象としたLED照明及び高効率の空調設備の導入費用の一部を補助する「事業者向け省エネルギー対策推進事業費」を実施、令和3年度の補助件数35件のうち28件がLED照明の補助件数となっている。
- 国が実施している中小事業者向けの支援事業について、設備単位の補助対象へのLED照明の追加や融資制度等の拡充など、事業者の省エネルギー投資促進に向けた支援の継続及び充実が必要。

(2) 電気自動車の普及に向けた充電インフラ整備

- 本県では、「岩手県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」（平成 29 年 3 月改定）を策定し、県内における充電インフラ整備促進を進めているが、設置計画 609 箇所に対し、設置済箇所が 264 箇所であり、特に沿岸地域での整備が遅れている。
- 沿岸地域においては、復興道路の開通による交通量の増加が見込まれているものの、充電インフラ整備には一定程度の期間が必要であることから、支援の継続及び充実が必要。

《本県における充電インフラ整備状況》（R3.8 月末）

	ビジョン設置箇所数			設置済箇所数			設置率		
	a	内陸	沿岸	b	内陸	沿岸	b/a	内陸	沿岸
主要幹線道路への整備（線的整備）	288	204	84	99	71	28	34.4	34.8	33.3
市町村単位での設置（面的整備）	321	232	89	165	135	30	51.4	58.2	33.7
合計	609	436	173	264	206	58	43.3	47.2	33.5

2 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

(1) 再生可能エネルギー由来の水素活用

- 国では、第 5 次エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月）や水素基本戦略（平成 29 年 12 月）において、水素を新たなエネルギーの選択肢として様々な分野で利用を図ることとしており、これまで、4 大都市圏を中心に水素ステーションや燃料電池自動車の導入を進めている。
- 本県においては、いわて県民計画(2019～2028)に掲げる「水素利活用推進プロジェクト」において、自立・分散型エネルギー供給システムの構築に向けた電力の新たな貯蔵・輸送手段として期待される水素を利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会の実現を図ることとしている。
- 今後、地域特性を踏まえた水素利活用モデルの実証や水素ステーションの整備促進等に取り組むこととしており、低炭素で持続可能な社会の早期実現に向けて、国による財政支援等の措置が必要。

(2) 自家消費型再生可能エネルギー設備の導入支援事業の継続

- 東日本大震災津波では、長期間にわたりエネルギーが途絶した地域への電力等の供給再開が課題となったことから、自家消費型再生可能エネルギー設備の普及拡大に向けた継続的な導入支援施策が必要。
- 本県では、自家消費型再生可能エネルギー設備導入に係る調査及び計画を策定する市町村等を対象に、調査等を行う事業の費用を対象に、定額補助を実施している。

《本県の自立・分散型エネルギー供給システム整備実施設計業務支援実績》

項 目	実施年度					
	平成 25	平成 28	平成 29	平成 30	令和 2	令和 3
交付先	葛巻町	岩手中部水道 企業団	久慈市	① 陸前高田市 ② 矢巾町	① 久慈市 ② 雫石町	岩手町
交付実績 (千円)	4,068	5,346	9,078	① 5,229 ② 4,700	① 4,994 ② 4,228	5,000 (交付決定額)

○ 国では、これまでの設備導入に対する補助に加え、令和3年度事業から設備導入に係る調査及び計画策定を行う事業の費用が補助対象となったが、補助率は1/2であり、支援の継続及び充実が必要。

(3) 環境等と調和した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策の展開

- 太陽光発電等の普及に伴い、地域とのトラブルになる事例が散見されることから、国では、事業計画策定ガイドライン等を策定。
- しかし、現行制度では、太陽光発電等の導入について地域住民に周知・説明を義務付けていないことから、十分な事前説明がないまま発電設備の設置工事が行われるなどにより、地域住民との関係が悪化するケースがある。
- これらを未然に防ぎ、太陽光発電等が地域と共生して長期安定的に稼働できるようにするため、地域住民への説明会の開催義務付けなどが必要。
- 使用済み太陽光発電設備については、2030年度半ばから廃棄量が急増する見込みであることから、廃棄時の処分費用を担保する積立金制度を創設するなど適正処理のシステム構築が必要。

《本県の太陽光発電設備の導入実態から見た排出量予測》

	2020年	2025年	2030年	2035年	2039年	2040年
排出見込量 t	15	113	260	833	8,533	12,419
埋立見込量 t	4	34	78	250	2,560	3,726

※ 排出見込量は、寿命25年、10ワット1キロ換算で推計

※ 埋立量は、排出量の3割として推計

3 電力系統への連系可能量拡大に向けた送配電網増強施策等の展開

(1) 再生可能エネルギーの利活用拡大に向けた施策の展開

- 太陽光発電や風力発電の出力は天候に大きく左右されるため、好条件時には既存の電力系統容量を一時的に圧迫するなど系統に与える影響が大きいことが課題。
- 今後、本県においても太陽光発電などの導入が進むと、一般送配電事業者が、各事業者が所有する発電所の出力を制限する出力制御を行う可能性がある。
- 系統に与える影響を緩和するとともに再生可能エネルギーの利活用拡大のため、蓄電池などの活用による既存の電力系統への負担軽減や系統安定化などの、送配電網の充実・強化に向けた施策が必要。

(2) 東北北部エリアの基幹系統増強に向けた施策の展開

- 平成 29 年 3 月に東北電力㈱から示された「東北北部エリアでの電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」では、募集プロセス終了前であっても一定の条件付きでの連系を認める制度を公表しており、令和 3 年 1 月に適用を開始した。
- 東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスは、令和 3 年 3 月に完了したが、エリアが広範囲に及び、工事も約 12 年と長期間に及ぶとされていることから、増強工事期間の短縮など、早期の連系可能量の拡大が必要。

(3) 系統への接続費用の地域間格差の解消に向けた施策の展開

- 固定価格買取制度に基づき、電気事業者が再生可能エネルギーによる電気を調達する際の価格（調達価格）は、系統への接続費用を見込んで算定されているところ。
- 調達価格は全国一律である一方、電力消費地から離れている地域にあっては、送配電網等の電力インフラが脆弱であり、系統へ接続するための設備増強費用が高額になる場合もあるため、接続費用に地域間格差が生じることから、これを是正するための施策展開が必要。

《募集プロセス終了案件の平均入札負担価格》

案 件	平均入札負担金単価（税抜） ※数値は電力広域的運営推進機関の公表値
① 東北北部エリア（岩手・青森・秋田の全域、宮城県は一部地域）	5.32 万円/kW (令和 3 年 3 月 3 日公表)
② 福島県会津エリア (福島県の一部地域)	0.98 万円/kW (令和 3 年 1 月 29 日公表)
③ 愛知エリア	0.0267 万円/kW (令和 3 年 3 月 24 日公表)
④ 大分県日田エリア (大分・福岡・熊本の一部地域)	6.10 万円/kW (令和 2 年 7 月 22 日公表)
⑤ 鹿児島県大隅エリア	2.75 万円/kW (令和 3 年 2 月 13 日公表)

《参考：固定価格買取制度（FIT）による本県設備認定等の状況》

	①認定実績		②導入実績		県内導入割合 ②÷①	全国導入 割合
	件数	容量(MW)	件数	容量(MW)	(%)	(%)
太陽光（10kW 未満）	18,152	90	17,790	87	96.7	97.9
太陽光（10kW 以上）	6,031	1,142	4,445	776	68.0	68.9
うち 1,000kW 以上	164	876	144	582	66.4	60.5
風力	259	521	50	44	8.4	36.6

※1 R3.1.29 資源エネルギー庁公表資料より抜粋（H24 年 7 月～R2 年 9 月末までの累計）。

※2 導入割合は容量（MW）で比較。

【県担当部局】環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課

